

第百八十六回国
参議院議院運営委員会會議録第三十四号

平成二十六年六月十九日(木曜日)
午後三時二十分開会

委員の異動

六月十八日
辞任
二之湯武史君
西田 昌司君
磯崎 哲史君
直嶋 正行君
六月十九日
辞任
宇都 隆史君
補欠選任
二之湯武史君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
岩城 光英君
石井 準一君
長谷川 岳君
水落 敏栄君
小見山幸治君
前川 清成君
谷合 正明君
室井 邦彦君
水野 賢一君
仁比 聡平君
宇都 隆史君
大沼みずほ君
北村 経夫君
酒井 庸行君
柘植 芳文君
中泉 松司君
二之湯武史君
宮本 周司君

委員

森屋 宏君
大野 元裕君
野田 国義君
浜野 喜史君
福山 哲郎君
河野 義博君
清水 貴之君
薬師寺みちよ君
長谷川 岳君
上月 良祐君
石川 博崇君
山崎 正昭君
奥石 東君
中谷 元君
大口 善徳君
中村 剛君
郷原 悟君
岡村 隆司君
秋谷 薫司君
松本 智和君
鈴木 千明君
星 明君
笹嶋 正君
側嶋 秀展君

衆議院議員

議長 中谷 元君
副議長 奥石 東君
議長 中谷 元君
副議長 奥石 東君

事務局側

事務総長 中村 剛君
事務次長 郷原 悟君
議事部長 岡村 隆司君
委員部長 秋谷 薫司君
記録部長 松本 智和君
警務部長 鈴木 千明君
庶務部長 星 明君
管理部長 笹嶋 正君
国際部長 側嶋 秀展君

本日の会議に付した案件

○本会議における議案の趣旨説明聴取に関する件
○国会法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○参議院規則の一部を改正する規則案(長谷川岳君外二名発議)

○参議院情報監視審査会規程案(長谷川岳君外二名発議)

○委員長(岩城光英君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員(長谷川岳君) 私は、国会法等の一部を改正する法律案、参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院情報監視審査会規程案については、本会議で趣旨説明を聴取することなく議院運営委員会に付託することの動議を提出いたします。

○委員長(岩城光英君) ただいまの長谷川岳君提出の動議につきまして御意見のある方は御発言願います。
○野田国義君 民主党の野田国義でありますが、安倍政権の強引な国会運営をただしたいと思っております。

皆さんも御承知のとおり、さきの臨時国会では、今日の法案の基となる特定秘密保護法が参議院国家安全保障特別委員会で質問時間の最中に、与党は動議を提出して質疑を打ち切つて採決を強行するという暴挙に出たことは皆さん御承知のとおりであります。そして、可決をされました。安倍総理は後に、拙速過ぎた感があると発言をされました。

その関連法案が、押し詰まった終盤国会に今まさに上程されようとしております。全くの国会無視であり、国民無視であると思えます。

さらに、今、集団的自衛権を使えるようにするための閣議決定を来週にも行う方向で日程調整に入っていると聞き及んでおります。戦後、平和主義の下に歩んできた我が国の歴史をええる大変重大な問題であり、国会審議なしで、一内閣の解釈改憲で集団的自衛権の行使を決めるといふ暴挙に出ております。

憲法改正の論議もせず、国民、国会を軽視したままでは急ぐのか。公明党の皆様はもちろん、自民党の中にも、拙速なやり方に内部では批判の声が上がっているのではないのでしょうか。どうでしょうか。

私には、集団的自衛権の行使が、自民党が平成二十一年の選挙公約にした軍機保護法の整備の中に組み込まれ、それを守るのが特定秘密保護法ではないかと思えて仕方がありません。

国民、国会が全体像を把握できないまま、軍事大国化への道を進もうとしていると思われても仕方がありません。そんな状況の中、国会での議論も行わず、国家の在り方そのものを根本的に変えようとするとてもない動きが今まさに起こっているのであり、この暴挙を許すことはできません。

そして、厚労省職業能力開発局職員が高齢・障害・求職者雇用支援機構、J E Dに入札情報を漏らし、打合せの後、カラオケに行つて飲食を共にしたという前代未聞の不正入札問題が起きました。

厚労省は、悪意性は低いとして刑事告発を見送り、十六日に衆議院決算行政監視委員会における我が党の玉木議員の質問に対し、田村厚労大臣は、入札のやり直して二地域が事業実施のめどが立っていないとし、事業費の半分の七十億円を国庫に返すと答弁をいたしました。これは厚労省と厚労省からの出向者であふれている独立行政法人の不正ななれ合いが起こしたとんでもない大きな事件であります。安倍内閣の責任を問わなければなりません。

さらに、十六日の午後、石原環境大臣は、記者団に対し、福島県内の除染で出た土などを保管する中間貯蔵施設の建設をめぐり、最後は金目で

しよと発言をし、石原大臣は本日の参議院環境委員会、現地を訪れて陳謝したいと発言をいたしました。来年一月から除染で出た土などを搬入することを目指して、地元の理解を得られるかどうかというタイミングで、大臣ともあろう人が、被災者の気持ちを踏みにじる到底許し難い発言であり、石原大臣の適格性が問われ、辞任に相当する大問題であります。

こうした安倍内閣の数々の大きな問題点を申し上げ、その上で、本日の主題であります国会法改正法案外二案について、上程反対討論を行いたいと思います。

まず、情報監視審査会を設置する国会法改正案については、あくまで現在の国会法第四十四条の枠組みを維持するものであります。国会に秘密情報を出す、しないかの最終的な判断は政府にあり、国会はそれに従わざるを得ません。政府の判断で特定秘密の提供を拒否できる限り、情報監視審査会が、その役割と機能を十分に果たせないばかりか、政府の判断を追認する機関となってしまう懸念があります。

また、情報監視審査会は、特定秘密のみを扱い、他の政府秘密を対象としない点も問題と考えます。各委員会や情報監視審査会の委員が政府に提出を求めた情報が特定秘密でなかった場合、秘密情報は国会に提出されない可能性があり、十分に監視することも困難であります。

さらに、政府において特定秘密の監視や運用等をつかさどる監視機関がどのような権限や役割を担い、本当に実効性のある機関となるのか、法的措置はどうか、全く分かりません。また、情報監視委員会は内閣に運用改善の勧告ができるとしておりますが、勧告に法的な強制力はなく、これを受けて対応するかはあくまで政府が判断することになります。このような中で、秘密情報をめぐる立法院と行政府との関係において、国会における監視機関のみを先行させることは余りにもバランスに欠けております。

以上申し上げましたように、形ばかりの監視機関となるおそれがある国会法改正に反対をいたします。

さらに、参議院規則の一部を改正する規則案については、国会議員の懲罰を新たに可能にするものですが、そもそも閣法である特定秘密保護法によって国会議員を懲罰の対象とすることは、三権分立の観点からも問題であると考えます。

国会においても懲罰を自律的に決定することに伴い、少なくとも閣法である特定秘密保護法の罰則の適用対象から除外すべきではないかと考え、本規則案にも反対をいたします。

また、参議院情報監視審査会規程案については、特定秘密保護法によって要請される秘密保護措置を定めなければならないにもかかわらず、米国の規定と比べても、内容に具体性が欠けており、不十分な内容になっております。政府が秘密保護措置として不十分であると判断し、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるとなされてしまう可能性があるので、弊害も考えられるため、賛同できません。

以上申し上げました理由に基づき、国会法等の一部を改正する法律案、参議院規則の一部を改正する規則案、参議院情報監視審査会規程案の三案いずれにも反対をする次第であります。

最後に、押し詰まった終盤国会にこんな重要な法案を出してくることは、国会の常識を逸脱していると言わざるを得ません。断固反対いたします。

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表して、国会法改正案、参議院規則、規程案を当委員会に付託を強行しようというたゞの動議に断固反対の立場から意見を表明いたします。

本法案は、戦後初めて国会に秘密会を常設するという極めて重大な法案です。国会の在り方そのものの根本に関わるにもかかわらず、自民、公明両党が多数を頼んで会期末ぎりぎりに提出し、衆議院では僅か七時間で質疑を打ち切った強引に採決に及んだ上、また参議院で、会期末は実質明日というこの日に合意なしに付託を強行し、そのま

ま続けて趣旨説明のみならず質疑まで行おうなど、議會制民主主義を踏みにじる暴挙であり、最も議事のルールを大切にすべき議院運営委員会の自殺行為とも言うべき事態であります。

国会法改正案はもうろんのこと、参議院規則、審査会規程案をどうするかは、二院制の本旨と参議院の自律性が問われる大問題です。参議院は衆議院のカーボンコピーではありません。鳴り物入りで海外調査を行った衆議院とは違い、参議院においてはこの問題の検討や調査は全く行われていません。法案が送付されたのは実質今週の月曜日、規程案、規則案が提出されたのは火曜日であります。内容の説明もなく、もちろん議運理事会でどの協議さえ全く行われておりません。発議者はどんな立場で答弁席に立とうというのですか。

与党は、参議院の議会としての仕組みまで多数党ならほしいままにできるとも言うのですか。

解釈改憲の暴走と併せ、昨年の臨時国会に続き、またしても憲法と議会政治を壊して進もうとする与党の暴挙に私ははらわたが煮えくり返る思いであります。

本法案は、昨年末、広範な国民の反対を押し切り安倍政権が成立を強行した秘密保護法を前提に、秘密保護法の規定に従って国会の委員会や国会議員が秘密を漏らさない厳格な仕組みをつくり、国会を政府の秘密保全体制に組み込むものにはなりません。提案者は政府の特定秘密を監視すると言いますが、元々、何を特定秘密にするかは秘密であり、国会に提出するかどうかも全て政府の判断次第というのが秘密保護法です。

情報監視審査会の勧告に法的拘束力はありません。審査は秘密会であり、委員はメモさえ取れず、会議録も許可なく閲覧できません。国民には永久に公表されません。秘密の開示を受けた議員は、その内容を国会の外で漏らせば刑罰に処せられ、国会質問で取り上げれば懲罰の対象となり、除名処分まで受けかねなくなります。国会職員にブライバシーを洗いざらい調査する適性評価が持ち込まれることになります。監視どころか、まさに憲法が保障する議員の発言、質問、討論の自由

を奪い、国会に口封じをさせる仕組みであり、国会が自ら政府の秘密体制に取り込まれ、政府の秘密を国民の目から隠す秘密の共犯者になってしまうのが正面から問われています。国会がそうした道を進むことは、特定秘密体制にお墨付きを与えるだけのことになるのではないですか。

国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、国権の最高機関です。憲法は、国会に国政調査権を保障し、公開原則、議員の発言権保障を明記しています。国会の第一の任務は政府を監視することです。国政のあらゆる分野で国政調査権を行使し、中でも安全保障と軍事、とりわけ日米安保の秘密を始め、政治、行政の実態を国民に明らかにすることが求められているのであります。

秘密保護法を前提にし、政府、行政の行為を国会の上に置いたのでは、国会はその憲法上の役割を果たすことはできません。秘密保護法は、国民の知る権利を侵害し、日本国憲法の基本原則を根底から覆す希代の悪法であります。廃止を求める世論と運動は成立後も広がっています。秘密保護法の廃止こそ今なすべきなのであり、我が党が社民党、無所属の皆さんと共同で提出した特定秘密保護法廃止法案の審議入りこそ先決課題であります。

国会を政府の秘密保全体制に組み込む法案を強行することは断じて許されぬことを強く申し上げ、意見表明いたします。

○委員長(岩城光英君) 他に御発言はございませんか。――御発言がなければ、長谷川岳君提出の動議について、これより採決を行います。

長谷川岳君提出の動議に賛成の諸君の挙手を願います。(発言する者あり)

(賛成者挙手)

○委員長(岩城光英君) 多数と認めます。よって、長谷川岳君提出の動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後三時三十七分休憩

午後三時五十七分開会

○委員長(岩城光英君) ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

国会法等の一部を改正する法律案、参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院情報監視審査会規程案、以上三案を一括して議題といたします。

発議者から順次趣旨説明を聴取いたします。発議者衆議院議員大口善徳君。

○衆議院議員(大口善徳君) ただいま議題となりました国会法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本法法律案は、昨年成立した特定秘密の保護に関する法律附則十条の規定に基づく検討を踏まえ、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について定めるものであります。

その趣旨は、国会が特定秘密の提出を受ける際の保護措置を講ずることにより、国会において政府から特定秘密の提出を受けることができるようにすることにあります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

第一に、各議院にそれぞれ、情報監視審査会を設置することであり、

第二に、情報監視審査会の任務及び権限でありまして、大きく二つあります。

一つは、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を監視し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすることであり、勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができることとしております。

もう一つは、常任委員会や特別委員会、参議院の調査会などからの要請を受けて、当該委員会等に対する特定秘密の提出の求めに行政機関の長が応じないことについての審査をし、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該委員会等に対し特定秘密を提出すべき旨の勧告をすることであり、

第三に、国会における保護措置についてであります。国会に提出された特定秘密が万に一つも漏れることがないよう、様々な保護措置を講ずることとしておりますが、本法法律案では、そのうち、情報監視審査会の事務を行う職員に適性評価を課すことを定めております。

なお、本法法律案は、特定秘密の保護に関する法律の施行の日から施行することとしております。以上が、本法法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩城光英君) 発議者長谷川岳君。

○長谷川岳君 ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院情報監視審査会規程案につきまして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

まず、参議院規則の一部を改正する規則案は、特定秘密の保護に関する法律附則十条の規定に基づく検討を踏まえ、議院等に提出された特定秘密の閲覧手続を定めるとともに、議員が特定秘密等を漏らした場合の取扱いを明確化しようとするものであります。

その主な内容は、議院等に提出された特定秘密は、正当な理由があるときのみ、特定秘密等を漏らした議員に対する懲罰の規定を設けることなどとしております。

次に、参議院情報監視審査会規程案は、参議院に置かれる情報監視審査会の組織、運営等に関する事項を定めるものであります。

その主な内容は、第一に、情報監視審査会は、八人の委員で組織し、その委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の議決により選任されるものとし、選任後遅滞なく、特定秘密等を他に漏らさない旨の宣誓をしなければならぬこととしております。

第二に、正副議長は、情報監視審査会に出席及び発言ができることとしております。また、委員会等からの要請に基づく審査の際には、その要請

をした委員会等の委員長等二名の理事についても、議院の承認を得て出席及び発言ができることとしております。

第三に、情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査に関する報告書を作り、これを議長に提出し、議長がこの報告書を公表することとしております。また、このほかにも必要があると認めるときは、報告書の提出・公表ができることとしております。

第四に、保護措置について規定しております。すなわち、情報監視審査会は、原則として、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開き、傍聴を許さないほか、その会議録は、原則として、配付せず、閲覧できないこととしております。また、その委員又は情報監視審査会事務局職員は、正当な理由があるとき議長が認めたときに限り、情報監視審査会に提出された特定秘密を閲覧できることとしております。

第五に、情報監視審査会に係る懲罰事犯に関する規定を設けることとしております。

なお、両案の施行日は、いずれも先ほど議題となりました国会法等の一部を改正する法律の施行の日としております。

以上が、両案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩城光英君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。まずは、今回のこの法案を取りまといたいです。た委員の皆様方の労をねぎらいたいと思います。本当にこまめでよく取りまとめたのだと思います。

戦後初めて、こういう情報監視審査会というよ

うな、国会の中にある意味秘密会を設けて、しつ

かりとそれを保全をしていこうという措置をつく

られた画期的な私は法律なんではないかなと思っ

ております。一部の反対される会派、先生方の意

見には、国会議員がこの対象になるということ

で、国会の中で自由な発言が口封じになるの

ではないか、あるいは政府の秘密保全体制に組み

込まれる懸念をなされる先生方もおりましたけ

れども、私は、これは政府が国家の独立と国民の安全を守るためにしつかりとした体制を組む最低限の、国際社会の中でも当たり前のレベルのことをやろうとしている法案ではないかと、このように思っております。

にこの情報というものは、行政の情報というものは行政権に属するものであるわけであります。そういう点で、百四条の国政調査権とそれからこの情報の提供というものが、厳しいその調整の中で、やはり行政機関が最終的には内閣の声明という形で拒否する場合もあるわけでございます。しかし、国会は国権の最高機関であるわけでありまして、その国会の勧告というものについては、やはりこれは、政府はしっかりと受け止めなきゃいけませんし、そしてまた、今先ほども申し上げましたように、その結果どういふ措置を講じたかという報告を求めることができるわけでございます。その中で、しっかりと政府においては国会の勧告というものを尊重し、そしてしっかりと改善するよう求めていきたいと、こういうふうに考えております。

○宇都隆史君 要求された内容によつては、それが、審議して提出することで国の独立、安全、あるいは国民の安心、安全に直結することもあるものもあるでしょうから、拒否することもあるんでしょう。その中で、この法律の中では、拒否の理由、疎明それから内閣の声明等を出して、それを提出することができない、きつとそこが納得が得られるかどうかというところにも十分係ってくるんだと思います。

その上で、問二の質問に移っていくわけなんです。特定秘密であればそういう対応が取れるわけなんですけれども、その特定秘密に指定されない分の秘密というのがございますね、各省庁の省秘。政府側がある意味意図的にこれを隠蔽しようとして、あるいは国会からの要求にも応じたくないという、特定秘密に組み込まずに、あらかじめ省秘のレベルに落としておいて提出を拒むということもできるのではないかと。そういうような場合に一体どうやってそれをチェックしようと考えられていますか。

○衆議院議員(大口善徳君) まず、やはり特定秘密の場合の漏えいだと取得については、これは非常に重い罰則になっているわけなんです。ですから、特定秘密であるものが特定秘密の指定をしないと、これは特定秘密保護法の趣旨に反しますし、そういうようなことを行政がやるということには許されないと、こう考えております。

そして、もう委員御指摘のとおり、今回のこの国会法の改正や規則、規程の改正は、特定秘密保護法の附則の十條に基づいて、あるいは特定秘密保護法の十條の一項一号のイに対応する形で法律を、あるいは規則、規程を改正させていただくというところであるわけでありまして、私たちの認識は、やはり特定秘密に至らない秘密、省秘等についてもしっかりこれは国会に提出をする仕組みをつくらなければいけない。

今、政府におきまして、特定秘密については一つの法律ができたわけでありまして、特定秘密に入らない秘密については政府がその統一的なルールを今検討しているところでありまして、それができたらならば、私もこの法律の、国会法改正の附則の五項の中の規定に基づいて、それこそこの施行後速やかに、この特定秘密でない秘密についても国会にどういふ形で提供させるか、あるいは保護措置をどうするかということについて検討してまいりたいと、このように考えております。しっかりとバランスが取れるようにしていきたいと思ひます。

○宇都隆史君 ありがとうございます。問二と問三は、一緒になってまとめて答えていただいたような形になったんですけども、やはり特定秘密に指定しない部分の秘密、これをいかにして立法院側の我々が監視をしていくか、その方策というのは、今御回答いただいたように、今後やっぱりしっかりと精査して、検討していかねければならない。実際、これ、我々としてこういう秘密の監視体制というのを国会に設けていくことは初めてなわけですから、実際にはこれは運用しながら改善等をやはり見出していかなければならないところなのかなと思ひます。それだけの国がやはり情報の管理、秘密会の在り方、これにはいろいろな腐心をして、行動しながら、前に進みながら、いろんな問題点もぶつかりながらやっていっているんだらうと思ひます。

それから、一つは、本来特定秘密であるべき情報なのに意図的にそれに指定をしなかった場合というものの方策というのは、これは恐らく一つはそれの歯止めというのにやはり政権交代があるんだらうと思ひます。特定秘密保護法の中にもありましたが、この法案の中で、内閣総理大臣はそれぞれの特定秘密がしっかりと指定されているかどうか、これをチェックする機能を持っているわけですね。政権交代をしたときに前政権がしっかりと法律に基づいた秘密の管理をできていたかどうかなのか、それは新たに次の政権がチェックをする、そしてそれを、まあ暴き出すといひますか、公にする。その緊張感を持ちながらやっぱり政権運営というのはいくべきなのではないか、私はこのように思つております。

問四に入りたいと思ひますが、今度は国会議員に対する処罰の関連の部分ですね。情報監視審査会等で秘密を知得した、つまり知り得た国会議員、これは互選された理事等も含みますが、この議員が本会議や委員会における演説や討論、これについて知得した秘密に対する発言を行う場合は、これは憲法五十一條に対して保障されているというふうに認識していますが、それで構ひませんか。

○衆議院議員(大口善徳君) 委員おっしゃるとおりでございます。

○宇都隆史君 としますと、実際、この審査会の委員というのは、身元を確認されて、調査をされたメンバーがあらかじめ入ることになると思うんですけど、理事等は互選をしてここに入ってくるわけですね。宣誓をする形にはなっていると思ひますけれど、意図的に本会議、委員会等での中身をリークするような形を取れば、それは実質的に保護にならないのではないかなという疑問を持つわけですね。

そこで、問五の質問、今のに絡めてなんですけれども、この宣誓というものが本形式だけのもものなるんではないかと。当該議員が意図的に発言して罰せられないのであれば、本来の意味での国を守るため、国民を守るための保護措置にはまだまだここは足りない部分があるのではないかと。という認識でいるんですが、その部分をお願いいたします。

○長谷川岳君 宇都議員にお答えをいたします。確かにこの宣誓には法的な効力というのがあります。委員の自覚を高めてもらうためにいうのが大事なことだと思ひます。

しかし、情報監視審査会における特定秘密の保護は宣誓のみによるものではない。例えば、委員の選任に議院の過半数の議決を要することにより、議院として信頼に足る者を選任することや、あるいは、万が一審査会に提出された特定秘密について本会議、委員会等で発言した場合には、特定秘密を他に漏らしたとして懲罰の対象となり得ることなどから、十分にこれは秘密を保護することができると考えております。

以上です。

○宇都隆史君 その部分は、この法律の今回の立て付けでも今までの形を我々は履行しようとしていくわけですから、やりながらやはり改善を多分要求されてくるところがあるんだと思ひます。必ず国の安全が守れるような体制という、これは、でも一〇〇%というのがどこにもないことは各国を見ても明らかなんです。やはりあらをを取ればこちらが疎になつていくというところがあるものなんです。よく海外等の事例も見ながら、実際に運用もしていきながら、常に理想形を追い続けていくという努力を我々全員でやはりやっていかねばならないと思ひます。

特定秘密保護法の審議の中でも、野党第一の民主党の先生方からも非常に建設的な意見も出されました。この法律ができてしまったからといって、時間を掛けて法律ができないというところが一番マイナスなわけですから、できてもこれは全然ベストではないんだと、モアベターを追求するたにやはりいろいろな先生方の知見を結集して国の安全を保つていくべきではないかと私は思ひます。

今回のこの法律、やはり我々立法院として至らない面も確かにあるのかもしれない。私が実際に特定秘密を扱っていた者としても、果たしてこ

れで大丈夫なんだろうかという部分も見え隠れします。しかしながら、全くできていない状況の中で国の安全が守れないという状況が果たしていいんだらうか、どこの国の代表なのかというところは真剣に考えていただきたいんですね。

日本の国を、安全を、独立を、国民の安心、安全を守るために、私はこの法案は早急に成立させるべきであるということを上上げて、質問を終わらせていただきます。

○委員長(岩城光英君) 御静粛に願います。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

まず冒頭、委員長に対してお願いがございます。

本議院運営委員会において、国民の極めて関心が高いこの問題にもかかわらず、閉会前、物理的に審議時間を取ることができず余裕が極めて短く、このような時期に駆け込みのごくこの法案がかけられ、しかも、議員立法であるにもかかわらず、議運の委員会において数の力で押し切るような形で審議をされることについては、まず与党の皆様の猛省を促すとともに、本来であれば、国家安全保障特別委員会を私は再度立ち上げ審議を尽くすべき、そういう重要な問題であると考えています。

また、政府側の監視機関の問題とセットで議論する、こういったことも必要であろうと私は思いますが、しかし、同一の国会で特定秘密保護法関連の審議を複数行くと国民の関心を再び惹起してしまうのではないかと、国民の関心を引いてしまうのではないかと、こういった稚拙、こそくな思惑であるのか、そこには分かりませんが、この法案だけをこの国会で単独で審議しようとする、こういう態度については疑問に感じざるを得ません。

そこで、委員長、本法案については、通常国会の会期にとらわれることなく、しっかりと時間を掛けて審議を尽くすよう、まずはお願いをさせていただきます。

○委員長(岩城光英君) 理事会でしかるべく協議をしてまいります。

○大野元裕君 ありがとうございます。

その上で、提案者に対して質問をさせていただきます。

大川先生は例の特定秘密保護法案で私は与野党協議でさんざんやらせていただきました。そういった意味から今日は少し軟らかい質問をと思つたんですが、しかし、この法案、国民の本当に大きな関心でございます。

我々の党の立場を改めてまず申し上げさせていただきます。国家に秘密は必要だ、それを守るすべしということも、それも当然必要だと思つております。それは先ほど宇都委員がおっしゃったとおり、国の安全とかそういったものは重要だと思つております。

しかしながら、何度も繰り返しているとおり、文明社会、先進国の法律においては、国民からは見えない秘密があります。しかし、それを信じてもらうために制度的にこういう担保をつくり出す、だから信じてください、これが立て付けなんです。だとすると、この国会における御提案なられた審査会というのは、私は極めて重要な、極めて重要なものだと思つております。そういった意味で、しっかりと大変短い時間に限られることがなく私は審議できると信じてはいますが、しかし、あしたは実質上の会期末ですから、そういった意味でも是非明瞭な御答弁を提案者の皆様にはまずお願いを申し上げて、質問に入ります。

さて、特定秘密保護法については、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密としているのは御承知のとおりであります。その一方で、同法の第十条第一項では、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第四十条第一項等の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項の規定により公開しないこととされたものについて、業務又は公益上特に必要があると認められる場合で、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたときに提供されることになっております。つまり、そもそも我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは特定秘密、しかし、必要な措置を講じてもお我が国の安全保障に著しい支障がないものが国会に提供される。この文章だけ読むと大変矛盾しているように私には聞こえます。これが特定秘密保護法の立て付けなんです。

だからこそ、政府が提供しない秘密、あるいは政府が特定秘密に指定したもの、こういったものに対して国会に特に情報監視審査会を設置するということを提案されたものと私は理解をしようとする必要がない場合と想定をされているのか、まず教えてください。

○衆議院議員(大口善徳君) 今、大野委員からの御質問にお答えしたいと思います。

この特定秘密保護法の十条の一項一号で、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、これは行政機関の長は、この提出を拒むことができるわけがございます。そして、その我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合とは何かということにつきましては、昨年のこの特定秘密保護法等の国会の審議におきまして、森大臣がサードパーティーの場合があるいは人的情報源など極めて例外的な場合を挙げられております。ですから、それを除いては、原則としてこの特定秘密が国会に提出させる旨が答弁されていると思つています。

ですから、しっかりと保護措置を今回とらさせていただきますということで、基本的には、このサードパーティーの場合ですとかあるいは人的情報源など極めて例外的な事例を除いては提出をさせると、こういうことになります。

○委員長(岩城光英君) 大野元裕君。(発言する者あり)

大野君、もう一度、じゃ、質問してください。

○大野元裕君 質問自体はいたしました。答えが分からないんです。(発言する者あり)

○委員長(岩城光英君) 速記を起こしてください。

○衆議院議員(大口善徳君) サードパーティー、特にインテリジェンス機関に……(発言する者あり) まあ情報機関ですね、対外情報機関が情報を日常的に交換しているわけですね。その場合、提供元から同意を得ないと、今度は提供元がもう情報提供をしないということになってきます。ですから、第三者に対して提供する場合に、その提供元の同意が必要であると。同意を得られない場合は、結局その情報を提供しないということになります。

ですから、この場合も、情報監視審査会に提供することに対して同意を得られないような場合、こういう場合はこれは拒むことになりま。それを、約束を、そういうルールにのっとつて政府がやらないと今度は安全保障に関するいろんな情報入手できなくなりますので、これは我が国の安全保障にとつても非常にマイナスになる。

あるいは、人的情報源については、例えば、我が国に某国のある方が我が国の安全保障に関する情報を提供していただく。その方の氏名とか住所とかそういうものが分かった場合、その方の今度は生命に危険が及ぶわけでありま。そういう場合には拒めるということでございます。

○大野元裕君 今のお話の中で、大口先生の方から話がありましたけれども、きちんと保護措置をやりますと、これが条件になっているという話がありました。

そこで、規則そして規程の提案者にお伺いをさせていただきます。

参議院の情報監視審査会の規程案あるいは規則については、同審査会における情報保全のための措置、あるいは懲罰、さらには解任の規定などを定めています。これらの規程の発議者は、これらの情報保全若しくは懲罰措置は国会における制度をしつかりと担保するものとして十分とまずお考

り)

○委員長(岩城光英君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩城光英君) 速記を起こしてください。

上月良祐君。

○委員以外の議員(上月良祐君) その点につきましては、この規程の第十一条を御覧いただきたいと思いますが、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室ということになっておりまして、これは、何というんでしょいか、その運用というよりは、ここにきちんと書かれてございます。なので、この点につきまして、この条文といいますが、そこを御認識いただければと存じます。

○大野元裕君 ちよつと待つてください。先ほど運用とおっしゃいました。先ほど運用とおっしゃいました。十一條にどこに閲覧の場所が書いてあるのか教えてください。

○委員以外の議員(上月良祐君) 失礼いたしました。

閲覧の場所は、ここは情報監視審査室での審議の場所の件を書いてある部分でございます。その閲覧等の場所につきましては二十七条の方でござっております。特定秘密の保管の方の条文でございまして、ここは情報監視審査室において保管するものと書いておりますので、この部分につきましては運用のことを申し上げた次第でございます。(発言する者あり)

○委員長(岩城光英君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩城光英君) 速記を起こしてください。

○大野元裕君 運用がたぐさんあるんだなと思いましたが、もう一つちよつと、運用なのかしら、私、どこにも読めないんですけれども、アメリカではやはり例えは議員の秘書についても適性評価を義務付けています。ここには、議員の秘書についてはどこに適性評価を義務付けている条項があるのか、この規則についての提案者にお伺い

いをします。

○委員以外の議員(上月良祐君) 秘書につきましては、適性評価の対象にいたしておりません、なっております。それは、そもそも特定秘密を取り扱う職員が本来適性評価の対象となるわけでございます。事務局の職員というのは知り得る者でございます。本来は適性評価が必要でない人たちのなかでございますが、最高度の情報保護措置を講ずるという観点から職員を適性評価の対象といたしております。その職員以外に一般に広く秘書まで対象に適性評価をするということは考えてございません。

そもそも秘書さんに特定秘密を利用させるということを考えておらず、今回の制度といたしましては、特定秘密の運用状況の監視、国政調査権の行使という国会の権能を果たすということと漏えいのおそれを最小限にとどめるということのバランスを取ることから、秘書さんを対象にいたしていただけないということでございます。

○大野元裕君 法律の方の提案者にお伺いします。

特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたとき、若しくは第四条の第三項後段や第九条等によって提供された秘密を漏らしたときにはどういったことになるのでしょうか。第二十二條の罰則の規定についてお伺いしておりますけれども……(発言する者あり) 保護法の方です、にはどういことになるか、教えてください。

○衆議院議員(大口善徳君) 特定秘密保護法の十二条には、その二項には、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しい不当な方法によるものと認められない限りは、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、これは正当な業務行為だということで罰せられないということでございますけれども、今回の国会議員ですとかそれから国会の職員については、二十三条の二項でございます。ここに、これは、特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、

五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処すると、こういうことになっております。

○大野元裕君 秘書がセキュリティクリアランスを、適性評価を受けていない。その者に対して、特定秘密の提供を受けた議員が院外において、例えばその後の審査会に情報をするような質問とか、あるいは様々な情報のやり取りだとか、こういったことを行った場合も、私、ここに当てはまるのではないかと。つまり、秘書が、本来であれば議員さんの様々な政策あるいは国政調査、こういった活動を補佐する役目の人が適性評価の対象として考えられていないということは、議員を犯罪者にするに私は等しい規定ではないかというふうに思いますけれども、規則の提案者、いかがお考えでしょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 知得者でございますので、それを、何というんでしょいか、漏らすというんでしょいか、適性評価の対象にはならないというんでしょいか、適性評価の対象にしております。そもそも適性評価の対象にならないのに議会の事務局の職員はあえて防護措置を高めるために適性評価の対象にいたしておりますけれども、今回は秘書についてはそれを対象にしないということでございますので、今回は、議員の政策は今回については今委員がおっしゃったような形で補佐するという形を想定していないということなんだと考えております。

○大野元裕君 そうなんです。皆さん、これ、審査会に入っている人たちはこの審査会の案件について一切秘書に対して言わない。こちらの議員側は、議員側はそれを知っていますからね、特定秘密であることを。それに対して補佐させない。こういうことで、この想定で、そういう想定でこの規則はできているということなんです。御確認させてください。

○委員以外の議員(上月良祐君) 今はそういう前提になっておまして、秘書さんには特定秘密というものは話してはいけないということになって

ございます。

○大野元裕君 そうすると、審査会の例えば職員がもしも秘書さんから、そういった審査会の職員はこれが特定秘密であることを知っている、議員も知っている、秘書さんからそういった情報が来たときには、これ、刑事訴訟法の二百三十九條の二項、つまり、公吏若しくは官吏がその職責を行うことにより犯罪であると思料される場合には告発をしなければならない、この法律適用に合うのではないのでしょうか。そして、その場合には懲戒処分はその官吏、公吏はなるというのが一般的な解釈だと思えますけれども、つまり、漏らした議員は特定秘密保護法の五年以下の懲役の対象になるかもしれない。さらには、得た方の、秘書さんが知つていればですよ、知つていれればもしかすると共謀になるかもしれない。知らない場合には、その人が職員に伝えたときには、その職員は、刑事訴訟法の二百三十九條の二項で、もしも告発をしなければその人は法律違反になる。こういう立て付けの規則で本当にいいんですか。それでいいんですか。

そういう善意で全てできていると思つていらっしゃって、先生方皆さん、その審査会におられる方は皆さんそれぞれ一人一人、その審査会に関する秘書については、一切相談もしない、そういったことについては何もしないと、そういう想定でやりになるということなんです。

○委員以外の議員(上月良祐君) 今回の仕組みは、今おっしゃったように、秘書さんにはお話をしないという前提での仕組みということになってございます。

○大野元裕君 今回ということはどういうことなんでしょうか。次回、何かまた御予定になられているのでしょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 済みません、言葉が適切ではありませんでした。今提出させていただいているこの仕組みはそういうふうな仕組みであるという意味でございます。

○大野元裕君 だったら、先ほどの発言を撤回し

て、ちよつと、規則の話を聞いておりますので、よろしいでしょうか。でしたら、先ほどのその発言の万全であるというの、やはり私は言い過ぎだと思っています。

我々は情報の提供を受けるために万全の措置をとるということを、森大臣も言っていました、それを前提としてそういった特定秘密をもちょうとすることになっています。

しかしながら、実際に我々が議員活動を行うときに、これまではずっと補佐してきたメンバーは使えない。もしかすると、私は決して書かせませんけれども、質問を書かせている先生もおられるかもしれない。そういったことで逆に知得した職員の方は法律違反に問われる可能性もある。こんな仕立ての規則や提案でこれ議論をしろうということ自体、私は非常に難しいと思っています。なぜなら、万全の保護措置を講じることが第一歩なんです。それはお思いになりませんか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 先ほど申し上げましたけれども、要するに、その対象者を広げていくということによって漏えいの可能性が高まるということ、そして、何というんでしょいか、どこまで適性検査の対象にするかということを考えて、そして今回の、今提案させていただいているのは秘書さんを入れないというふうにしてあるわけでございます。そういう意味で、議員として得た情報、特定秘密のその中身は秘書さんにはお話しできない、こういう状況で制度を組み立てると、こういうふうなしつらえになっているわけでございます。

○大野元裕君 制度的な瑕疵を私は聞いているんです。

だとすれば、これ国会法の改正と同時に規則の一部についての改正というその両方が出ている中で、我々が業務をしつかりとやらせていただく、国会議員としての責任を全うする、この責任もきちんとして、あらゆる先生方が、まずこれが一つ。そしてもう一つ、法律の立て付けと同時に、国民に対して、制度としてきちんとしていきます、我々の事務所の例えば制度もしつかりと活用

して監視をしていきます、こういうものが私は国民に対して責任を負える。秘密は見せませんけれども制度はきちんとしていますから信用してください、こういうものなんじゃないんですか。

そもそも、一番最初の、先ほど答弁のときに秘書さんは想定していませんと言いましたけど、法執行機関と例えば議論をされて、そういう場合には当てはまらないとか、そういったチェックをした上でこれ出してこれたんですか。秘書さんが、例えば逮捕されないとか、どこまでが許されるときか許されないとか、そういったところはぎりぎり詰めて出してこれたんですか、法執行機関と、例えば、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 厳密にその点についてどこまで詰めたかと言われると、その議論をそこまで詰めたわけではないというのが実態ではございますが、様々な観点からどこまでを対象にすべきかということを検討して、その上で今回の、今出させていただいている仕組みとしましては秘書さんは対象にしないということ、で仕組みだと、組立てを付けたというふうに、法律でもそういうふうな書かせていただいているわけでございます。

○大野元裕君 森大臣は、特定秘密に当たる情報についてしつかりとした保護措置がなされているという前提において基本的に出すということをおっしゃいました。これは大臣の答弁でございます。

だとすれば、それを受けて国会法の改正をして規則をこれだけ変えてくるのに万全の措置と言えないものを用意すること自体、私は非常に残念です、なおかつ、先ほど申し上げた法執行とかそういったところに関わるものについて詰めて出してこないものを規則として今やること自体が私は大変遺憾だと言わざるを得ないし、この規則とこの法律について、お伺いしますが、撤回されてはいいがどうか。いかがでございますでしょうか。

○委員長(岩城光英君) どなたにお伺いしますか。

○大野元裕君 規則については、では規則の提案者にまずお伺いしたいと思えます。

○委員以外の議員(上月良祐君) 撤回するつもりはありません。

我々は、議員の人が秘書さんにしゃべるかどうかというところは、それは議員が決めることだと思いますが、議員が気を付けてやることでありまして、しゃべっちゃいけないということ、だからしゃべらないということは議員が気を付けられべきわけでございますので、今回の秘書さんは入っていない。それを広げない方が情報漏えいの可能性が高まらないだろうという想定の下に秘書さんは入れないという今回の仕組みをつくったわけでございます。

○大野元裕君 議員が秘書にしゃべるかどうかは議員が決めることである、これが制度的担保なんですか。議員が秘書にしゃべるかどうかは議員さんが決めることだと最初におっしゃいましたけれども、これが制度的な担保なんですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 済みません、ちよつと言葉がまた悪くて申し訳ありませんでした。

議員の問題ですから、議員がしゃべらないということ、自分の問題なので、そういうふうな、そういうふうになっている、法律で書いてあるということでございます。

○大野元裕君 適性評価については、ここに書かなくてよいという判断をされたのは、先ほど申し上げたとおり、法的に法執行機関、あるいは法務省なのか、そういったところは分かりませんが、けれども、しつかりと詰めた上での御判断ということよろしいんですね。

○委員長(岩城光英君) 今の御質問は。

○大野元裕君 こちらの提案者です。

○委員以外の議員(上月良祐君) そこは、繰り返しになりますが、先ほど来申し上げていますように、どこまで広げれば情報漏えいの可能性が高まるかということの兼ね合いで今回はそういうふうなまきに線を引かせていただいた、そのことを法律でも書かせていただいているというものでござ

います。

○大野元裕君 その前に、先ほどそこまでは詰めていないという御発言もありました。

私は、特定秘密あるいは保秘というものは、冒頭申し上げたとおり、国家にとつて確かに必要なものかもしれない。しかし、制度的にそれを担保する我々の側がこれを十全に監督をし国民に対して信頼をさせていただく制度も両方必要だ、この兼ね合いだ。その兼ね合いの中で、おっしゃるとおりそういう判断もあるかもしれないが、それだつたらきちんと詰めた上で持つてくるべきじゃないんですかというふうに申し上げた。だからこそ、撤回されるか、あるいは、私もう一度審議に立つても結構ですから、是非これ、もう一度そこについて詰めた上でこの法案なりあるいは規則案、規程案というものを審議しませんか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 失礼いたしました。

法案段階でそういうふうな結論が、どこまでを適性評価の対象にするかということを決めておるわけでございます。その段階できちんと詰まっているということ、我々の方の規程でございますね、そういうふうなさせていただいております。

先ほど来申し上げておりますように、どこまで広げるのかということの兼ね合いで決めさせていただいている今回の制度でございます。

○大野元裕君 今の私の理解は、法案はきちんと詰めてきたと、しかし規則については詰めていないということなんですか。それ、ちよつと確認させていただきます。

○委員以外の議員(上月良祐君) 作られております法律の下で作る規則、規程でございますので、その法律の段階で決まっていることを規則、規程に落としている、それを踏まえて規則、規程を整備しているというものでございます。

○大野元裕君 ならば、その規則に基づく保護措置で、十全な形で、いわゆる、先ほど、森大臣が答弁したことに従つてですけれども、基本的にほとんどの特定秘密は国会に提供されるという十分

条件をしつかりとクリアしているというふうにお考えでしょうか、教えてください。

○委員以外の議員(上月良祐君) それは、先ほど申し上げましたように、制度、それから議長の決定というふうなものも出てくると思います、委員会での決定というふうなものも出てくると思いますが、そういった運用面での様々な決定、そういったものも含めて万全な防護措置がとられる、それによりまして、安全保障上の理由を理由にして提示しないというふうなことが濫用される、乱発されることは無いというふうにご考えてください。

○大野元裕君 万全な防護措置がとられるということをご担保しているのが先ほど申し上げているとおりこの規則なんです。この規則なんです。そこをしつかりと詰めてくるということが私は大事だと思っているし、衆議院での議論において大口議員は、当時、国会の措置についてはしつかりやらせていただくとした上で、それに対してやはり政府は当然それを尊重するべきだという、政府の責任と国会の責任を言わば相対で議論をされておられたと私は理解をしております。

そうすると、この法案においては、政府が当該情報の例えば提供を拒否する、審査会がその理由を受諾できない、こういった議論になるときに、この審査会が非常に重要な役割を果たすわけですよ。ところが、この最初の段階で政府が十分な保護措置をとられていないからというふうなやり方では、私は決して制度自体がうまく円滑に回るとは思えないんです。

だからこそ何度もしつこく聞いているわけですが、今度は大口議員にお伺いをしたいと思えますけれども、このような、衆議院の措置は私コメントする立場にありませんが、参議院の措置で、発議者たる大口議員は、しつかりとした情報政府から出される前提を構成しているというふうにお考えでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 情報監視審査会では、まずそのメンバーですね、委員のメンバーは本会議の過半数の議決で選ばれた人ということになります。それから職員ですね、国会職員

については適性評価、これをしつかり受けるということにしています。また、この部屋も、この十一、一条、規程の十一、一条に書いてありますように、しつかり適切な保護ができるようにするというところでございます。また、保管の方も、これはこの情報監視審査会の事務局が責任を持ってきちつとやる。

そして、こういうふうな法律、規則、規程と、こう書いてあるわけですが、さらに、やはり私どもは、漏れないようにするのは国会の責務でもあるわけですね。ですから、しつかりこれは、審査会は審査会のメンバーがしつかり議論をします。あるいは、この委員会とか、あるいは参議院の場合ですと調査会ですね、こういうのがありますから、議院運営委員会でも、理事会、運営委員会でもしつかり漏れないようにこの措置を講じていく。このことをやることによってこれはしつかりとした防護措置ができると、こういうふうにご考えております。

○大野元裕君 今、初耳の話が出てきました。議院運営委員会が措置を、こういった御措置を講じているんではないか、教えてください。

○衆議院議員(大口善徳君) 例えば、この法律のスキームは、例えば常任委員会とか特別委員会とかあるいは調査会に特定秘密を出すように要求できるわけですね。そういった場合には、例えば外防委員会、参議院の外防委員会が部屋をどういう形にするのかというふうなことは、やはり議院運営委員会がしつかりこれはその運用において申合せ等をしていかなきゃいけない。あるいは、審査会においては、審査会ではやはりそういうしつかりとした運用ができるように、これは審査会できつかりやっていくということです。国会法、規則、規程、そしてその運用の申合せをする、こういうふうになつていくわけですね。

○大野元裕君 ならば、参議院の提案者にもう一度戻って聞きますけれども、議院運営委員会が運用について諮って決定をするということはこの辺に書いてあるか、教えてください。

○委員以外の議員(上月良祐君) それは、規程に

は書いてございません。(発言する者あり)

○委員長(岩城光英君) 御静粛に願います。

上月君 もう一度答弁願います。

○委員以外の議員(上月良祐君) それは、議院運営委員会における審議、運用でございますので、それがこの規程にあるものではございません。(発言する者あり)

○委員長(岩城光英君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(岩城光英君) 速記を起してください。

大口善徳君。

○衆議院議員(大口善徳君) ですから、情報監視審査会における運用面における防護は、これは審査会のメンバーで協議をして、そして申合せをしてやると。あるいは、常任委員会とか特別委員会、あるいは調査会については、これはその前、議院運営委員会の理事会で協議をして、そして運用についての、運用面ですから、これ全部規則とか規程で書き切れませんので、それは一緒になつて、それこそ皆一緒になつて防護措置を講じていくということになります。

○大野元裕君 ただいまほかの院の方から我が院に関する発言がございましたけれども、いま一度時計を戻していただいて、今の発言に対する謝罪を求めます。(発言する者あり)

○委員長(岩城光英君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(岩城光英君) それでは、速記を起してください。

改めるの答弁を求めます。上月良祐君。

○委員以外の議員(上月良祐君) 議院運営委員会につきましては今の話でございますが、例えば、これは法律が通ればどの委員会にも特定秘密が提出される可能性もありますので、例えば保護措置を講じた部屋を一つ造って、それを使わなければいけないような場合、各委員会がその同じ部屋を使おうとするような場合の運営ルール、使用ルールというんでしょうか、そういったものについて例えば協議するといったようなこともあろう

かと思えます。そういった場合には議院運営委員会が御協議いただくような場合もあるかと思ひまして、今の答弁となつたわけでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○大野元裕君 ということは、済みません、確認ですが、保護措置についての運用を協議するのはなくて、どの部屋を例えば一つにしてシェアするか、そういったことをやるのが議院だということでしょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 委員会ごとにはばらばらの保護措置でも困りますので、そういった保護措置を統一的に協議する場という意味で、それを運営ルールという意味ではそういうふうなケースもあるかと思ひます。

○大野元裕君 だったら、規則や規程に幾つか書いていくべきじゃないでしょうか。

先ほどから申し上げているとおり、特定秘密を受けるためにしつかりとした保護措置をしますという、まず担保措置であることが一つ。それから、十全にこれをきちんとできるということを国民に対して御理解いただくことが一つ。そしてさらには、先ほどきちんと申し上げましたが、逮捕者すら出しかねない、こういった秘密のルールですね、例えばの話、適性評価、こういったものについても私は書き込んでいかないと国会の権能を十全に発揮することができないということを先ほどから申し上げているにもかかわらず、規則には読んでみるとすかさずかかるところがある。さらには、それらの規則では残念ながら足りないために、運用、運用、運用と、これは何回出てきたか後で数えてみたいと思ひますけれども、大変な状況になつています。

本当にこれで我々はしつかりと議論をできるのか。そして、政府に対して、保全措置は万全だからしつかり特定秘密は出せと言えのか。これが大事なポイントだと私は思ひます。

僕が申し上げているのは、特定秘密保護法については異論もあります、私は。だけど、そうじゃなくて、我々は、議論でせつかく議論しているんだからきちんとして保護措置をつくりましようよ

と。我々の秘書が逮捕される、事務職員が糾弾されて懲戒処分になる、こんなルールではおかしいんじゃないかというふうに申し上げているので、もう一度お伺いしますけれども、これは本当は余りやりたくないんです、私、三十四間用意して、まだ二間しかやっていないんです。お伺いしますけれども、もう一度これ見直して出す気はないですか。提案者にもう一度お伺いします。

○委員以外の議員(上月良祐君) まさに法律で今回そういうふうな仕切りを入れ、秘書さんほどこまを上げるべきか、それらによって万が一にも特定秘密が漏れるようなことがあってはいけないということ、今回の仕切りをしたわけでございまして、この仕切りを今回変えるということは考えていません。

○大野元裕君 ほとんど論議をしていない、詰めていないようなものに従って我々がやるのは大変不安であるということを変更して申し上げさせていただきます。

時間が余りございませんので法案の提出者にお伺いをしますが、ちよつと済みません、質問を飛ばさしてもらいますが、サードパーティールールについてお伺いをさせていただきます。

先ほどサードパーティールールについて御説明をいただきました。国会に対する特定秘密の提供を政府が拒否するケースとしては、人的な情報源と並んでサードパーティールール、そして、その他というこれに準ずるようなもの、こういった御議論がこれまでも森大臣とか様々な方からあったと私は理解をしています。

本件に関して森大臣は、サードパーティールールとして、我が国が外国政府から情報をいただいたものが、そのいただいた管理者以外に出すことができないというような縛りが掛けられている場合というものを挙げさせていただきました。ただ、通常、国と国との間で情報が提供、共有されたときに、その相手国の国会にまで出すことを拒否しているということも余り考えられないと思いますけれども、そういったことが情報提供のときに条件として付いている場合にはそうなることを

これまで例示として挙げさせていただいていますが、このように述べておられますけれども、これ、提供されるときに条件として付された場合にはそうなる、これがサードパーティーだという想定でこの国会法の改正案を出しになっているかをまず確認させていただき。

○衆議院議員(大口善徳君) サードパーティールールは、先ほど私が答弁させていただきましたが、対外情報機関同士の情報のやり取りが日常的になされていると。そういう場合、やはりその情報元の信頼をしっかりと確保していくことがスムーズな情報交換になるわけですので、これはルールとして、第三者に提供する場合はこの情報元の同意が必要だと、これがサードパーティールールだと、こういうふうにご考えています。

○大野元裕君 私も実はそういう理解なんです。参考人として衆議院に来ていただいた森本さん、かつての私の上司でございしますが、彼が話していたのが、やはり、原則、情報機関相互の情報交換を行うときに、その交換した情報の中身は第三国、第三者に漏らすことはない、こういう信頼関係なんだと、そういうふうにおっしゃっています。

ところが、先ほど申し上げた森大臣は、通常、通常ですよ、国と国との間で、これ当然特定秘密の話をしています、国と国との間で情報が提供、共有されたときに、その相手国の国会にまで出すことを拒否しているということは余り考えられないと思いますけれども、そういったことが情報提供のときに条件として付いた場合にはそうなるというところをこれまで例示として挙げさせていただいていると言っています。

これ、実は全然違う話をしていると思います。森大臣は提供をするときに条件として付ける場合、今、議員やあるいは森本参考人、私の理解もそうなんですけれども、は信頼関係の上に成り立っているの相手の同意があった場合にはサードパーティールールとして、そういう話でした。どっちなんですか、この想定は、国会法の。

○衆議院議員(大口善徳君) 私が今答弁させていた

ただいたのがサードパーティールールだと考えております。

○大野元裕君 そうすると、ちよつと私には腑に落ちないんです。森大臣は、先ほどからちよつとこちらの議論でありましたけれども、万全な情報保護措置が提供されるということとを条件として、そして我が国の安全保障に重大な支障を及ぼすものでないと考える場合の例外、その例外の一つとしてサードパーティールールがある、については基本的ににお出ししますと言っているんですね。これ、実は理解が違つて全ての議論の前提が壊れてしまうと私は思います。

法案提出者として、政府との間でそこについての共通の理解というものは得られているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 政府と共通のルール、認識であります。

○大野元裕君 どちらなんです。済みません、森さんがおっしゃっているのが正しいんですか、森大臣がおっしゃっているのが。

○衆議院議員(大口善徳君) 私が今答弁させていただいたことと一致しています。そして、衆議院の内閣委員会でも森大臣は私が答弁したことと同じような趣旨のことを答弁されていたと思います。

○大野元裕君 森大臣の答弁が二転三転して真つ当でないことは、私も驚きません。

しかし、これ前提がとても重要なことなので、しかも、これ議事録にきちんと残っていることなんです。サードパーティールールについては、例外的、数少ない例外的の挙げられた二つの事例でございします。そのうちの片つ方ですから、これ、きちんとやっていただかないと、我々は、国会として審議するものがこうなんです、そのときに疎明あるいは説明、そういったときに、我々、ああ、そうかと納得するときの実は基礎なんです、これ。そうですね。それはそれでよろしいですね。

だとすれば、いま一度、政府とここを合わせていただいて、森大臣から例えば釈明いただくなり

撤回いただくなりということが必要だと私は思いますけれども、提出者としてはどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 大野先生はもう御専門家でございしますので、イギリスでもアメリカでもドイツでも、私が今述べたことがサードパーティールールということと一致しています。これが世界標準だと思えます。そして、森大臣も同じ認識であると思えます。これはまた森大臣にただしただけだと思えます。

○大野元裕君 是非、委員長におかれましては、森大臣を、やはりこの法律、議論をする上では私は必要だと思ひますので、是非そういった場を改めて設けていただきたいと思ひます。

○委員長(岩城光英君) 後刻理事会で協議をさせていただきます。

○大野元裕君 今、もう一つ気になることがありました。対外情報機関の間ではということ、提案者の方からありました。この附則の三のところ、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置する場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方云々、こういう条項があります。これが対外情報機関のことなんでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) おっしゃるとおりです。

諸外国では、海外の情報を収集して分析する情報機関というのは設置されております。したがって、我が国も国民の安全とか対外的な情報収集のためにこのような組織が必要だと私は認識をしておりますが、附則三におきまして、我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集する行政機関が設置された場合には、それに応じて国会でも必要な体制を整えられるという旨を規定したわけでございします。

○大野元裕君 そうすると、現在例えばある我が国の機関、外務省とか公安調査庁、例えば外務省の設置法の中には、その所管として安全保障、あるいは外国の情勢等に関する調査、これが入って

おりますけれども、これは先ほど大口提案者がおっしゃったような対外情報機関というカテゴリーには入らないということですのでよろしいでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) 大野議員も海外勤務歴が多いと思いますが、いわゆる諜報活動というのが外務省において公然と実施できるかと問われますと、私は、いろんな制約がありまして、こういった活動は現在できないというふうに認識しております。

○大野元裕君 そうすると、済みません、先ほどの御説明の中で、対外情報機関同士の間では信頼関係が前提であるという話がありました。外務省や防衛省や公安調査庁や内調が得た情報というのは、こういった対外情報機関の信頼関係の相互のものには当たらないということですのでよろしいでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 今、いわゆるサードパーティールールについて、説明の一つの例示としてそれを挙げたわけでございます。ですから、イギリスなんかはもう少し広く定義されていて、政府と政府、国際機関と政府という中で情報のやり取りということも含まれているわけでありまして、私は例示で対外情報機関ということを上げたわけでありまして、

○大野元裕君 私も、余り狭義にそれは捉えるべきではないと、同様に考えてはいますけれども、なぜ聞いたかという点、先ほど申し上げた、通常、国と国との間での情報の交換については、森大臣のお言葉があつて、さらに御説明は、対外情報機関というのは、それは例示だとおっしゃいましたけれども、という話があつたので、そうすると私としては不思議だ。外務省や防衛省のものは通常の、森大臣がおっしゃるところの国会に出すことは別に構わないと、一般論としてですね、そういう方の情報なのかというふうに感じました。それから、そこはやっぱり確認をさせていただく必要があるかなと。うなずいておられますけれども、石川さんも外務省におられて情報活動されておられましたけれども、そういう

た、やはり我々同じ職場でしたから、やっているときには、前提としてはそういった情報の保護措置というものはしっかりとさせていただくことが必要だと私も考えています。

しかしながら、その一方で、この対外情報機関について、この附則の三であえてここに書き込んである、これはなぜでございますか、教えてくださいいただけますか。

○衆議院議員(中谷元君) やはり、現在の海外における日本人の安全措置や国の外交的な判断を考えると、いわゆる情報収集活動はやっていると思います。こういった諜報活動である専門的な人的情報源、ヒューミントにしても非常に制約があるというところ、そういった面で政府がどのような対応をするかということにつきましても、我々はそういった措置が必要ではないかと考えております。

○大野元裕君 そうすると、この我が国の、及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関は、今おっしゃったヒューミント、人的資源を用いたスパイ活動を行う、そういう機関を想定していると、それが必要だからここに置いたと、そういうことでよろしいでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) いわゆる情報収集活動、オシントとか、そのほかでございますが、この点につきましても、総理も官房長官も国会で、より専門的、組織的な対外的情報収集の手段、方法、体制の在り方について更に研究を深めてまいりたいという旨の答弁を行っております。

○大野元裕君 情報機関にしましては、実はそのカウンターインテリジェンスの機関ですとか、あるいは極端な話ですけど、いわゆるコバートアクション、暗殺とかそういったことを行うような情報機関、こういったものが世界にはあると言われていると思いますし、ファイブアイズのような国際機関もあります。

そういった中で、私、総理の話聞いているだけでは、実はこの手のいわゆるスパイ機関だけを指しているように私は見えないうです。もう

ちよつと広く取れる発言をされておられますけれども、これだけここに、しかも国会法に入れるというのは、私、非常に違和感があります。なぜならば、我々の必要性、それから権限、そして、もしかするとそれが外に行つて相手国の法律と関係なくやるような場合もありますから、そういった議論をなしにここに不用意に載つてしまうというのには私は非常に違和感があるんですけれども、ここについて、あえてなぜこの段階で入れ込まなければならなかったのか。

特に、先ほどの規則の方もそうですけれども、ほとんど何か詰めていないように見える。そんな中でこれだけこつと出ているのは非常に違和感がある、逆に安倍政権がよく、様々な新聞見ているんですけども、随分右寄りじゃないかと、こんな議論もあります。惹起してしまう、そういった懸念を、ものではないかと思ひます。私は削除が適切ではないかと思ひますけれども、提案者の御意見を伺いたしたいと思います。

○衆議院議員(中谷元君) 今回、この審査会につきましては、政府の情報の監視及び審査でございますが、本来どこの国も情報においては国会側もしっかりと政府の情報を入手をして国政に生かすというのが普通の形でございまして、我が国にいたしましても、例えば今イラクで大変な状況が起こつていますが、大野委員から話も聞いてみたいんですけども、そういった海外の貴重な情報などは独自で入手をして、政府としても判断するし国会でも議論しなきゃいけませんので、この委員会が、今は監視委員会でありまして、本来はほかの国でもあるような情報を取り扱う委員会として検討していただきたいということもありまして、附則に我が党としては盛り込んだわけでございます。

○大野元裕君 そこは違和感があるので、是非もう一度、ここできちんともう少し議論する必要があると思ひます。

最後に、もう多分あと二分なので、これやります。規則の提案者にお伺いをしますけれども、この規則におきましては、審査会の構成が会派の比

例になつております。そうした理由というものをまず教えてください。

○委員以外の議員(上月良祐君) 今回、議院における各会派の議席数に応じて委員数を割り当てることとしておりますが、その理由は、我が国の国会に置かれる組織は、原則として国会勢力である各会派ごとの議席数により構成員を配分することが基本的な考え方となっておりますので、情報監視審査会も国会に置かれる組織であります以上、その基本的な考え方を踏襲したということでございまして。

○大野元裕君 本当はすごい議論したかつたんですが、たくさん、実はこの法案、問題を抱えていると思ひつています。例えば、百四条の問題、これまで疎明やあるいは内閣の声明というものを、そういった審査会なしに出してきたものを審査会が出てくるようになる。これ、逆に言うと、そこで茶番劇をして、いわゆる屋上屋を重ねて、出てくるものは同じ、これが今の百四条の立て付けでございます。我々、確かに議論はするんだけれども、判断するのは政府、提出するのは政府、秘密の指定をするのも政府、最後に声明を出してそこで終わらせるのも政府、政府の、政府のための、政府による特定秘密保護法案を国会が加担する、こういう法案だと私は思ひつていて、そこを実は今日、正直時間がなくて議論できなかったのが事実なんですけれども、しかしそこで最後のとりでは、僕は審査会だと思ひつています。

例えば、ほかの国に比較して、ドイツあるいはイギリス、こういった国は、いわゆる会派比例ではなくて、与党と野党が拮抗する形をわざととらすとか、あるいは委員長を交代でもたらすとか、そういった工夫というものをしている。私は聞いていますけれども、会派比例というのにした理由というのを教えていただき、改めて、そういったことを参考にされるのはいかがでございましょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 各国でそれぞれの違いがあるんだと思ひます。今委員から御指摘のありましたドイツは会派比例だということに聞

いております。アメリカではそういうふうな工夫をされているというふうにも聞いております。我が国の国会でございますから、ベースとしてはやはりこの会派比例というのが原則であろう、基本的な考え方であろうということで、こういうふうな措置というか、制度にさせていただいた次第でございます。

○大野元裕君 時間でございますので、これで終わらせていただきますけれども、この法案の中身そのものもそうですし、規則もそうですけれども、余りにも煮詰まっていけないと私は考えますし、時に応じては逮捕者あるいは法律の違反者、さらには茶番劇、こういったものがたくさん並ぶような法案と規格だと思いますので、私は、この法案には、ここにおられる皆様に一致して反対をいただけるようお願いをして、私の質問を閉じさせていただきます。

○清水貴之君 日本維新の会・結いの党の清水貴之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年成立しました特定秘密保護法案、本当に国民全体、世論を分けるような大きな議論を巻き起こしました。我々日本維新の会の中でも賛否分かれていろいろな議論があつたわけなんですけれども、やはり最終的には、国家として守るべきこれは秘密はあるだろうということで、修正協議、一緒にさせていただきまして。ただ、また大変残念なことに、最後の採決のところになりましたら、その当時の与党の国会運営などに対して異議を唱えるという意味もありまして、採決は欠席をさせていただいております。

そういったこともありますので、基本的には特定秘密保護法は賛成でありますし、この国会法改正案、情報監視審査会、この設置の必要性というの十分認識しております。国民の皆さんの安心とか安全、そういったものを担保するために、この審査会というものの重要性が大変、機能の仕方というのが大変重要になつてくると思うんです。

けれども、ただ、衆議院での議論ですとか、その後のマスコミの報道などを見ておられても、まだまだやはり詰めていくべきところもあるのではないかなというふうにも感じておりますので、その点、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。まずは、この法案の提出までの流れについてお聞きしたいと思っております。

いろいろと自民党、公明党さんの中でも議論があつたと聞いております。活動の方法、常時の監視機関にするのか、それとも要請のあつたときだけの機関にするのかですとか、衆議院と参議院でその機関を分けるのか一緒にするのかとか、いろいろ議論があつたと聞いております。そういった議論を踏まえてこの法案にまとめたその経緯と、さらに、この法案を作るに当たりまして国民の皆さんからの信頼を得るために留意したこと、こういったことをまずはお聞かせいただけますでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 清水委員にお答えいたします。

維新の皆さん、結いの皆さんには本当に御理解いただきまして、賛成をしていただきました。これは、昨年十二月五日に、維新さん、そしてみんなさん、畠中先生は結いなんですけれども、その四党で合意をさせていただきました。

それで、やはりこの国会法、特定秘密保護法の附則十条あるいは特定秘密保護法の十条一項、これに基づいてしっかりとこの提供体制をきちっとやるべきだと、こういうことでございます。そして、常時監視をすべきだと、こういうことがあつたんです。ですから、私も、常時監視ということと、それから委員会が拒否された場合の審査と、こういう二つの機能を、これは四党合意である、そしてそれは国民のやっぱり安心していただくために必要だろうということで、国会による機関はその二つの機能が必要だと。それとともに、行政においても内閣府に情報保全監察室等々をしつかりつくつて、内閣官房とは別ルートできちんとやる、これも四党合意に書かれていたわけなんです。

それを、私もやはりやっぱりその四党合意というものを軸にしまして、それで、自公で、まあ、ありました、もうその常時監視というのは要らないんじゃないかとかいろいろありましたけれども、やはり四党合意を軸にしてこういう合意を得たということでございます。

あと、両院合同という考えも、これもあつたわけでありましたけれども、衆議院、参議院それぞれに置くということにさせていただきました。やはり衆議院、参議院のそれぞれの個性といえますかがあるわけでございます。構成も違います、会派の構成も違います。そういう点で、衆議院、参議院は別々に審査会を置くということになつたわけでございます。

○清水貴之君 その審査会の今後のありようなんですけれども、まずは、政府からの特定秘密の指定件数ですとか解除件数など報告を受けるということですね。年次報告ということなんですけれども、これは年次ですけれども一度にやろうと思ふんですが、それで十分なのかということ、その内容です。その解除の件数、その件数だけにどまってしまうのか、それとも、特定秘密の例えば解除の理由だったりとかその秘密の内容だったりと、具体的なところまで踏み込んでいくのか。

何でこれをお聞きするかと申しますと、ただ件数の報告だけ受けていて、それを、はいそうですと追認していたら、国会というのは本当に単なる追認機関になつてしまいますので、その辺も、中身もしっかりと報告を受けて審査するべきではないかと思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) まず、年に一回、政府が報告を国会に出すと。その受皿が情報監視審査会であるわけでございます。そして、その場合は、ただ単に政府だけが出すのではなくて、そこに情報保全諮問会議、要するに、今有識者の会議でもって、その行政における内部統制制といえますか、その議論もしていただいているわけです。あ

るいは、十八条の基準とか、あるいは適性評価についての基準も議論していただいております。こういう有識者の方の意見もここに付されますので、そういう点では、ただ単に件数という数字だけじゃなくて、そういう意見も付されます。

それから、総理が行政各部を指揮して、そして、この運用についての改善の指示、こういうものもある。そういうことをやった場合には、それも書いていただくと。

それから、実は、これは特定秘密保護法の三条の二項に、特定秘密を指定した場合は記録を、指定書というものを、これを作ることにしております。この指定書というのは、指定番号、それから指定の年月日、情報の内容、該当する別表の号といった、こういうものが指定書に関わつております。各省庁は、そういう管理簿ということで、指定書を集めたもの、これを各省庁は持つこととなります。そして、それを省庁横断的に取りまとめたものといふもの、これも添付をさせていただくことになっております。

こういうものを一つ参考にしながら常時監視をする、そしてまた、行政機関の長に対しても説明を聞く、それから、情報保全監察室の室長ですとか、こういう方々からも意見を聞くと、こういうことで常時監視をしていくということになります。

○清水貴之君 その常時監視なんですけれども、やはり一つ大きな疑問といえますか、これは大丈夫かなと皆さんが思っている、衆議院の議論を聞いていても思うところが、やはり特定秘密のその提供を拒否できるという部分ですね。政府が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断すればその秘密の提供を拒否できるということなんです。

まず最初にお聞きしたいのが、やはりこの著しい支障、この判断基準です。著しい支障といつたらどうにも取れてしまうわけです。ドイツなどでは具体例を示しているとも聞いておりますので、やはりこの表現が抽象的過ぎるのではないかと、もつと具体的に示すべきではないかというふ

うにも思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) そういうことでございますけれども、やはりどうしても、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれというのは、具体的にそれを書くというのはなかなか法技術上難しいわけです。

ですから、また英語で申し訳ないですけど、サードパーティールールとか、あるいは人の情報源、あるいはそれに準ずるようなものについてはこの我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるということで大臣は答弁しているわけでございます。

○清水貴之君 じゃ、だとしたら、最初から著しい支障、その具体的な基準を作るのはもし難しいとしましたら、拒否した場合ですね、拒否した場合に、なぜその拒否に至ったのか、拒否の理由とこのを出していただきますと、これは、例えば裁判なんかの判例のように、これが積み重なっていきまして著しい支障の基準というのができてくることにもつながるんじゃないかなと思うんですが、この拒否の場合の具体的な理由というのは、これは示されるんでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) これは、拒否する場合の疎明あるいは内閣声明ということになるわけですが、これは、この法案の衆議院の審議で、森大臣が、国民に分かりやすくしつつ説明をする、しますと、こういう答弁をしております。私もどももまた、しっかりと国民に分かりやすい具体的な理由をちゃんと説明するように求めています。

○清水貴之君 済みません、繰り返しになりますが、ということは、具体的な理由というのは、もうその拒否の理由というのはその都度示されるというふうに、今の発言でよろしいわけですね。

○衆議院議員(大口善徳君) おっしゃるとおりでございます。

○清水貴之君 今度は逆に、拒否がこれ余りに続いてしましますと、今度は、国会にそういう監視機関をつくって情報を出してくれと言っても、拒否、拒否、拒否となっていくますと、

じゃ、国会はコントロールが利いてないじゃないかということにもつながるんじゃないかと思いませんか。

○衆議院議員(大口善徳君) 国権の最高機関である国会の、しかも例えば情報監視審査会というのは極めて権威の高いものです、本会議で過半数の議決が要るわけでございますから、ですから、その情報監視審査会からの要求に対して、やはり政府としてもこれは重く受け止めるべきであると、こういうふうに思います。

そして、その場合は、参考人も意見言っておりましてけれども、ちゃんとやはり、なぜこの特定秘密を、その提出する理由をしっかりとこちらとしても持つておくということが大事だと思えます。

○清水貴之君 その辺がやはり曖昧になりがちじゃないかなというふうな懸念もあるので、我々維新の会と結いの党と民主党さんもうなんですが、三党で、衆議院には、国会が要求すれば原則として政府に提供を義務付ける案、これ、提出しました。否決をされたわけなんです、こういった案、もう原則として提供しなさいよという、こういった案を採用はやっぱりできないかというものなんでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 民主党さんから百四二条の二という対案を提示をいただきました。いろいろ苦労してお考えになったと思います。ただ、百四二条におきましては、その行政の持つ情報と国政調査権について、百四二条の方では、これは国の重大な利害に悪い影響を与えるかどうかの判断は行政がやる、百四二条の二の方は、これは議長が見を聴いて、やるということで、その論理的整合性が私は少し分らないんです。

やはり議院内閣制の中で、国権の最高機関である国会の国政調査権というものが一方にある、他方においては、そういう国の情報を管理するというこれは行政権限というものがある。それをぎりぎりのところで調和したのが百四二条であると思うんです。私もはそういう国会法百四二条のその考え方に基いて今回の法律を作らせていただ

たということでございます。

○清水貴之君 そうですね。お話を聞いていて、そうなんだろうと思うんですが、

やはり行政が秘密を守る権限があつて、我々国会はそれをチェックする機能があつて、やっぱりどうしても、拒否ができるということがありますと、どうしてもやつぱり国会の方が立場が弱いといひますか力不足になつてしまふんじゃないかと、必要な情報出てこないんじゃないかと、こういった懸念も生まれる。我々は国民の皆さんから選ばれているわけですから、国民の皆さんの不安もそこにして活動しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ふんですけれども、その辺りはどのように国民の皆さんへの説明なども含めてお考えでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) ある弁護士が言っておりますけれども、今回のこの法律ができることによつて国会が主役になる、そういうふうな考えていると。それから、これまでは特定秘密について、与党の議員も特定秘密に触れられなかったんです、それがこういうスキームで触れられる。当然野党も触れることになるわけです。そういう制度というのは画期的である。こういうことをお伺いしました。

○清水貴之君 今は情報の提供の拒否の話ですけども、あとは運用改善ですね。この勧告、これも強制力がないわけですね。これも様々、本当に強制力がなくていいのかと。勧告というのは、言つてみたら注意みたいな、しっかりとしないよということですから、それでちゃんとやってくれたらいいんですが、それは善意に基づくものでして、注意を受けたところで直さない人とか組織だつていつばいあるわけですね。特定秘密の提供を政府に促したり、秘密指定が不適切と判断した場合、指定の解除など勧告ができると、審査会の勧告には強制力がないと。なぜ、これ強制力を持たせないんでしょうか。勧告の意味が強制力がないとなんじやないかなというふうに思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) それは、やはり三権分立の観点から、国会といえども行政の独立権、また行政の施行権限を侵してはならないということに基づいてでございます。しかし、国会は国権の最高の長ということで、国民から選ばれた議員が求めるわけでございますので、この勧告には確かに法的拘束力はないと思いますが、国会から勧告を受けたということにつきまして、これは最大限行政がそれに従うというふうに我々は認識をしております。

○清水貴之君 そのように従つてくれたらいいんですけども、そのとおりにならないんじゃないかなというふうにはやつぱり多くの皆さんが懸念をしてるわけですね。国会が言っているわけですから、注意しているわけですから、しっかりと正してくれたらいいんですけども、いやいや、まあまあ勧告だから何回受けたつて別に影響ないじゃないかというふうな考えられる、そうなるかと、先ほどの話じゃないですけども、やはり国会と行政とのバランスというのが非常に悪くなつてしまふ、国会の力がこれ弱まつてしまふ、こう思つてしまふんです。この辺りはどうでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) この法律には、この審査会が勧告をした場合には、その勧告の結果とられた措置について行政機関の長から報告を求めることができる規定をされておりますので、政府が勧告を軽視しないという工夫もしたつもりでございます。

○清水貴之君 勧告した場合は、ということ、必ず何かそれに従つてアクションは起こさなければいけないということですか。勧告を勧告だからといって無視してしまつてはならないんでしょうか。その辺りはいかがでしょう。

○衆議院議員(中谷元君) これは自主的な取組、判断であります。やはり行政権というのは、それだけ責任を持つて行政がやっているわけでありまして、それを奪うということは、これはできないわけでございます。

ただ、政府がこの勧告を軽視しないように行政機関の長から報告を求めるわけでありまして、

その際、この行政機関の長に国会として厳しくそれを意見を言い、また更に求めるということもできるのではないでしようか。

○清水貴之君 勸告だけでは何も動かないんだったら、本場に形だけの審査会になつてしまふ可能性もありますので、その辺りはしっかりとまた今後いろいろと議論を詰めていっていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、内部通報制度、これについても様々な議論がありました。違法な秘密指定があつた場合、それを通報した人を保護する内部通報制度ですけれども、これがないわけですね。数十万件とも言われる特定秘密の中から不正な秘密指定を見付けるには、やはり行政側における内部告発者、そういう方を保護する仕組み、これ欠かせないと思うんです。でも、今回は盛り込まれませんでした。

この内部告発を受ける仕組みが明記されていない理由をお聞かせいただけますでしょうか。
○衆議院議員(大田善徳君) 先生、ドイツでも最近、情報機関の職員が議会に通報するという制度を盛り込んだわけでございます。ですから、これは検討する必要があると思うんです。

ただ、今、内部通報の取扱いについては、政府において実はいろいろと検討しているわけです。要するに、内閣府に情報保全監察室というのができるわけですね。これは特定秘密も見れるということになっていきます。例えば、その業務取扱者等が、この特定秘密保護法三条一項あるいは特定秘密保護法十八条の運用基準からして、これは犯罪ではないわけですが、からするとこれは問題があるんじゃないかというものを、まずその内閣府の情報保全監察室に通報する制度、これ今強く求めております。

そして、その行政内部の仕組みをしつかり見て、そしてそれがどの程度機能するのか、それは情報保全監察室の室長からも我々は、我々とか情報監視審査会が聞くわけですね。そういうことで、その上で、次のステップとしてこの通報制度ということを考えていければなと、こう思つて

いるわけです。

○清水貴之君 その通報制度、今後考えていく必要があるという発言をいただきました。もし、まあちよつと早いかもしれないですが、そうなつた場合なんですか、今度は、様々な今度情報が出てきた場合に、その情報も、真偽の確認というのもこれ重要になってくるかと思うんですけれども、そういうことまで考えて今は議論というのは進んでいるんでしょうか。

○衆議院議員(大田善徳君) いずれにしましても、まずは行政内部における通報制度というものを、今、情報保全諮問会議で、有識者の皆さんもいろいろと議論しているやに聞いております。まず、それをしっかりと仕組みをつくつていったん、それのことだと思ひますし、そういう真偽ということについても、その辺りもその行政内部の内部通報制度で検討されているんじゃないかなと思つた次第でございます。

○清水貴之君 そして、昨年の特定秘密保護法の審議の際、あと報道の自由との兼ね合いというのも大変大きな議論になりました。

ちよつとざつくりした質問で大変申し訳ないんですけれども、この審査会なんですが、報道の自由との関係ですね。報道の自由の、これも非常に重要なことだと思つておりますので、その報道の自由の重要性をどのように踏まえてこの審査会というのは活動していくんでしょうか。それと、報道の自由との兼ね合いの部分というのは何か考へてこの法案提出なんですか。

○衆議院議員(中谷元君) 報道の自由というのは大事なものだと思つております。

秘密保護法案のときも議論になりましたが、この法案には、国民の知る権利の保障に資する報道、取材の自由を十分に配慮しなければならぬと、出版、報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限り、これを正当な業務による行為とする。これは報道の自由を保障してありまして、我々もこの精神は大事なものだと思つてありま

す。

ただ、この情報審査会というのは特定秘密を扱うということで、この内容から公表することが難しいものがあるというのには確かでございますが、ただ、報告書の提出時などについては、その内容についてしっかりと周知、広報するなど、報道の自由を配慮した運用がなされるということを期待しております。

○清水貴之君 あと、その審査会のスタッフ体制ですね。職員はどういう方々かという話も、これも衆議院でも出ておりまして、まずはその人数若しくは予算の部分とか、この辺りについて今考えたいのはあるんでしょうか。

○委員以外の議員(石川博崇君) 参議院の規程のお話かと思ひますので、私の方からお答えさせていただきます。

先生の御指摘は、審査会の事務局スタッフのお話でございます。その人数と予算、この具体的な中身につきましては、予算も関係することでございますので、防護措置がしっかりとれるよう、この規程を成立させていたいただいた際にはさせていただきますというふうに思つております。

当然ながら、漏れれば我が国の安全保障に著しい影響が及び得る特定秘密に関わる方々の体制でございますので、必要な人員、予算を確保すべく検討してまいりたいというふうに思つております。

○清水貴之君 どんなスタッフが今度一緒に活動をしてくださるかというのもこれ大変重要でして、三十万とか何十万とか言われている秘密を扱っていくわけですから、かなり専門性のある職員の採用、大変必要になってくるんじゃないかと思ひます。若しくは、こちらでいいますか、審査会の方でそういった教育をしていく、こういったことも、育成、大事になつてくるんじゃないかと思ひますけれども、この辺りはどのように考へていらつしやいますでしょうか。

○委員以外の議員(石川博崇君) 清水先生の御指摘、大変傾聴に値する御指摘だというふうに思つております。

ております。

審査会に専従職員をもし仮に置いていくこととなつた場合には、当然、この特定秘密についてしっかりと保護できる警備体制あるいは防護体制、そういったものも含めて専門性のある職員を育成していくことが大変重要であらうというふうに思つております。

今回、衆法として提出させていただいてあります法案の附則にも、国会職員法の一部改正の検討事項の中で、情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、それから効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしておりますので、今御指摘ありました御指摘も踏まえ、必要な職員の採用、育成等を事務局にしっかりと検討させていただきます。

○清水貴之君 これからできる組織ですので、まだまだ不十分な点もある、これから詰めていかなきゃいけない部分も多々あると思ひましたけど、大野先生もたくさん指摘をされておりましたので、ですから、その辺りは、最初から一〇〇%のものができればいいんですが、やっぱりいろいろとまだまだ問題点もあるんじゃないかと私自身は思つておりますので、この辺りも組織つくつていく上で柔軟に対応していただいて、本場に形だけの審査会にならないようにしていただきたいなというふうに思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。

まず、規程の方を中心に質問をさせていただきます。この情報監視審査会の委員というのは八人で組織すると書いてありますよね。これ、会派の所属議員数の比率によつて割り当てるといふふうになつてはいるんですが、現在の参議院の会派の人数を前提とすると、会派ごとの割当て数というのはどういふふうになりますか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 現在の人数を前

提に割当て数を考えますと、自由民主党が四人、民主党・新緑風会が二人、公明党が一人、日本維新の会・結いの党が一人となります。

○水野賢一君 別にうちの党が入っていないから言うわけじゃないんですが、これ、普通に考えて、やっぱり多くの人たちが多くの立場からいろいろと見る方が客観的だという議論は十分あり得ると思うんですけども、これは何で、例えば、例えばですよ、議運なんかは十人以上いる会派は必ず割当てがあるというふうに、議運の委員なんかそういうふうになっているわけですよ。そういうようなルールは考えなかったんですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 先ほども御答弁を申し上げましたが、基本的に各会派の勢力のその大きさに応じて割り振るというのが基本でございますので、国会内の組織でございますから、その基本にのっとって考えたということでございます。

○水野賢一君 だけど、議運理事会だつて国会内の組織ですよ。

○委員以外の議員(上月良祐君) 人数を八人というふうにさせていただいた、規模を決めた上で、その中で配分につきましては、今申し上げましたように、勢力範囲というので勢力の大きさに応じて配分という基本原則にのっとって作らせていただいたと、こういうことでございます。

○水野賢一君 議運は、長いこと、基本原則として十人以上いると入れるようになっていてということとをまず指摘したいと思いますが。

じゃ、この規程の三条一項にこう書いてあるんですね。委員は、会期の始めに議院において選任しというふうにあるんですが、こで言う会期というの、この第百八十六国会とかという会期じゃなくて、三年ごとの参議院選挙の直後のという、そういう意味でいいんですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) この「会期の始めに」といいますのは、国会法の第四十二条第一項の会期の始めに同じ趣旨でございまして、御指摘のとおり、三年ごとの通常選挙後初めて召集される国会において選任するということを想定しています。

たしております。

○水野賢一君 そうすると、基本的には、三年間、その選挙が終わったときの議席数を前提として委員を配分するということを前提としているんじゃないかと、これ、あれですよ、私も議運の理事をこの四年、今四年目に入っていますけれども、この四年間を見ても、会期中で、会期というものがその三年間の中で院内交渉会派が新たにできた例なんというものは、国民の生活が第一がそう、維新・結いの党もそうですね、こういうふうになつてありますけど、こういうときというのは、普通は委員の変動とかいろいろ調整したりしますけど、そういうことはしないんですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 第三条の三項で、前項の規定により委員が選任された、今のルールで選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当て数を変更する必要があるときは、その前の規定にかかわらず、第一項の規定にかかわらず、議運委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができるとなっておりますので、今委員が御指摘のようなケースはあり得るものと考えております。

○水野賢一君 それじゃ、あれですか、例えばこういう場合はどうなんですかね。例えば、私たちが大きい政党が二つだけあつていいと言っているわけじゃないですが、話分かりますように、例えば二つだけ主要政党があつて、四人、四人だったとしますよね、八人の割当てが、それで、第六条で、委員に欠員を生じたときは、補欠は議院においてその議決により選任するところなんです。つまり、一人例えばお亡くなりになったときというのは、そのいなくなつたやつた会派の人がそのまま上がるということとを、それを前提として理解でよろしいですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) そのとおりでございます。

○水野賢一君 そのときに、これは例えば二つの政党で四人、四人で、その二つの政党ともあつて、一つの政党の一人お亡くなりになって三人になつたというんだつたらこれは話は分かりやすいけれども、その会派が分党でもしちゃつてなくなつちやつたとか、そういう場合はどうするんですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 先ほど申し上げました三条の三項に戻りまして、新しい各会派の所属議員数に異動があつたということで、もう一度議運の議を経て、議決を経てつくり直すということなんだと思います。

○水野賢一君 五項二項で、特定秘密を漏えいしたことによって懲罰科せられると委員を解任されたいというふうに書いてありますけれども、これは情報漏えいで懲罰が科せられた場合は指すようにすけど、それ以外の理由で懲罰科せられるということもあり得ますよね。こういう場合は解任には至らないわけですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 御指摘のような場合は解任されることはございません。

○水野賢一君 じゃ、逆にこういう場合はどうなんですか。今、委員である人が情報漏えいしたことと懲罰を受けたら解任されるといふのは、これは分かりました。分かったんだけど、逆に、かつて情報漏えいの理由で懲罰を受けたことがある人というのはあり得ますよね。だけど、そういう人が三年間たつたりしてその後、委員に選ばれたという場合は、これは、そこに、職に就くことが禁止されているということなのかどうかはどうですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 規定上、委員としての選任の対象から最初から除かれるということにはなつてはおりません。しかし、委員として選任されるためには議院の議決を要することとなつておりますし、その前に会派の中で選ばれるということでありまして、そういった過去の特定秘密等の漏えいを行ったということがあつた場合にはそういったことが当然考慮されるのではないかと考えております。

○水野賢一君 これは法案の方になるのかもしれないけど、憲法五十一条から見ると、特定秘密を院内の質疑とか討論で漏えいした場合は、懲罰の対象かどうかは別としてですよ、少なくとも刑事責任は問われることはないという理解でよろしいですか。

○衆議院議員(大口善徳君) 憲法五十一条に免責特権がございしますので、刑罰の対象になることはありません。

○水野賢一君 じゃ、あれはなんですか。質疑、討論で漏えいした場合というのは確かに免責特権に当たるんでしょうけど、例えば院内です、院外じゃなくて、国会内で、院内において、国会議員が記者会見とかぶら下がり会見なんかで、そういうときに情報漏えいした場合は刑事責任問われるんですか。

○衆議院議員(大口善徳君) 免責特権は議院で行つた演説、討論又は表決を対象としておりますので、建物のですね、議院の建物の中で行われていても、これは院外における発言ということで処罰の対象になる。ですから、議事堂の中であつても、記者会見とかぶら下がり会見などは、これは一般人と同じように刑事責任を負うということになります。

○水野賢一君 今の話だと、要するに、正規な国会での質疑とか討論とかでのものは免責の対象だけど、院内であつても、議事堂の建物の中であつたつて、ぶら下がり会見とかそういうところではしゃべつたらそれは刑事責任問われるんだということでしょうか。例えば、正規のこういう質疑とかの場ではないけど明らかに国会議員の議員活動と言えらるような、じゃ、理事懇とか理事会とか、そういうような場でしゃべつちやつた場合は、これは刑事責任の対象なんですか。

○衆議院議員(大口善徳君) あくまでそれは院外になります。ですから、やっぱり委員会でありましてとか本会議でありますとか、そこにおいての演説、討論、表決ということでございます。

○水野賢一君 私の理解では、理事会というのは少なくとも院の正式な機関だということに思っています。

すけれども、理事会は免責特権の対象にならない
んでしょか。

○衆議院議員(大口善徳君) 理事懇談会は院外と
いうことになりませぬ。

○水野賢一君 じゃ、今の話聞くと、理事懇は：

○衆議院議員(大口善徳君) 理事懇は懇談会です
よね。理事会は公式的なものだから、これは免
責特権の対象になるということです。

○水野賢一君 非常に、だからそういうことをき
ちつと詰めて、というか、私たちがこの法案とい
うだけじゃなくて、法案、若しくは規程なんか特
に見せていただいたのはごく最近ですから、こう
いうことをきちつと詰めるような作業を、やつぱ
り僕は徹底した審議が必要だと思えますよ、こう
いうような。

これはどうですか。情報監視審査室の設置とい
うのは、これは当然今までの議論でも新たな工事
が必要になるというふうに、前提になっていると
思えますけど、改めて確認したいと思えます。

○委員以外の議員(上月良祐君) 十一条で特定秘
密の保護のために必要な措置を講ずるものとされ
ておりますので、電波等の遮断とかあるいは盗聴
の防止とか入退室の制限といったようなことをし
なければいけません。そういったものの中には、
当然新たな工事が必要なものもあると考えてござ
います。

○水野賢一君 それは、二つの院に両方とも、両
方の院に造るんですか。それとも、例えば衆議院
と参議院の間にある常任委員長室みたいな感じで
両院の人たちが共用して使うような形で、どうい
うイメージなんですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 基本的には、そ
れぞれの審査会規程があり、それぞれに置かれる
ことになっておりますので、基本的には両院にそ
れぞれ設置することになるのではないかと考えて
ございます。

○水野賢一君 ちょっと曖昧な感じがするんです
けれども、じゃ、一つしか造らないということも
も、一つの部屋を使って両院の人たちが両方とも

使うということもあり得るということですか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 基本的には、同
時に開けないということでは、例えば厳しい審議
を必要とするときに同時に開けないということはどう
なんだろうかというふうに思えます。基本的には、
したがって二つ設置するんであろうと思いま
すが、例えば最初にも一つ造ってみるというこ
とからやるときに、余り、何というんでし
ょうか、審議が重ならないようであれば、それを交互
に使うというふうなケースもあり得るのかなとい
うふうには考えてはおります。

○水野賢一君 要するに、詰めていないわけ
でしょう。要は、そういうようなことはもつと徹底
した審議が必要だということを私は申し上げたい
と思えます。

ところで、審査会の事務局というのは、これは
専従の職員を充てるんでしょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 専従職員が基本
だと思っております。ただ、併任の職員がいては
駄目だというわけではないので、基本的に専従の
職員で充てるということになるのではないかと考
えてございます。

○水野賢一君 審査会の事務局職員というのは適
性評価の対象になるんだと思えますけれども、速
記者もこれは含まれるわけですね。

○衆議院議員(大口善徳君) これは情報監視審査
会の事務の一つでございますね、速記録の作成
も。ですから、速記者も適性評価の対象になると
思えます。

○水野賢一君 この情報監視審査会というのは傍
聴を許さないことを原則としておりますけれど
も、これは国会法五十二条二項で規定している秘
密会とは何か内容的に違いがあるんでしょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) 傍聴を許さない
ということとは、秘密会とするということと意味的
には同様ではあるんですが、ただし、国会法五十
二条二項で委員会を秘密会とする措置と、情報監
視審査会であられております会議の非公開等の措
置には若干違いがございます。

例えば、会議を非公開にするためには、秘密会

については委員会が秘密会を開く決議が必要で
ございますが、情報監視審査会では、傍聴を許さな
いとされておりますことから、そのような決議自
体が必要ではございません。また、非公開で行わ
れました会議録の取扱いにつきましまして、秘密会
の委員会については特に秘密を要するものと決議
した部分以外は公開されることとなりますが、情
報監視審査会では全て非公開となるといったよう
な違いがございます。

○水野賢一君 時間ですので、私の質疑は終了し
て、同僚の薬師寺みちよ議員に質問のバツターを
替わっていただきたいというふうに思えます。

○薬師寺みちよ君 みんなの党の薬師寺みちよで
ございます。

水野委員の後を引き継ぎまして、私からは再
度、審査会の構成メンバーのことについてまずは
質問させていただきます。

特定秘密というものは行政機関の長に指定権限
がございますですよ。警察庁、公安調査庁など、
一部の機関というのは国会議員以外が長を務
めております。しかし、それ以外は、ほとんど議
員、大臣です。特定秘密の指定の解除に問題があ
るということは、審査会の多数を占める与党議員
からすると仲間の誹謗中傷をすることにもなりま
す。本当にそれで正しい判断ができるのかという
こと、これ一番の問題だと思っております。仲間内
でかばい合うということがあってはなりません。

与党が多数を占める審査会というものが本当に
実質的な監視機能を発揮できるのか、せめて少し
でも機能をさせることを考慮するとすれば、その
審査会の構成メンバーというものの、やはり与野
党半々の構成にするぐらいの決意が必要なんでは
ないかと思えますが、御答弁いただけますし
ょうか。

○委員以外の議員(上月良祐君) まず、基本的な
考え方につきましては、先ほど来お話し申し上げ
ておりますように、原則として、国会の勢力であ
る会派ごとの議席数により割り振るということに
いたしておるところでございます。

ただ、今回の情報監視審査会の委員は、議院に

おいて、通常の委員会とは違いまして過半数の議
決により選任されるということとなっております
で、会派の代表という性格ももちろんあります
が、それに加えて、個人の資質に基づいて、国会
として責任を持って特定秘密を取り扱うのにふさ
わしい人物として選ばれることとなっております
でございます。

したがって、情報監視審査会の委員の皆様とい
うのは、党派的な立場だけじゃなくて、公正中立
な立場から活動しなければいけないし、委員会や
調査会からの審査の要請に対して適切に判断を下
していただけるものだと考えております。

さらに、この委員会の仕組みといたしまして、
高い見識をお持ちの議長さん、副議長さんが出席
し及び発言もできますし、また、審査の依頼があ
りました際には、元の審査の依頼をした委員会の
委員長、それから委員長や調査会の調査会長さん
と互選された与野党の理事も出席することができ
ます。与野党の委員数につきましては、現在の、
先ほどお答えをいたしましたとおり、与野四、野
党三と今でもほぼ伯仲しているわけでございま
して、そういう中では随所に野党の意見も取り入れ
た公正な適正な活動ができるというような仕組み
になっておるわけでございまして、そういう意味
で、国会として適切な監視活動ができるものと考
えてございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

例えば、アメリカにおいては、上院の情報特別
委員会と下院の常設情報特別委員会がメンバーの
人数も構成も違いますよ。上院では、多数
党は少数党より一議席しか多くない。最上位の少
数党の委員というものが上院情報委員会の副委員
長を務めている。一方で、下院の方では、各党の
比率に従ってはいれるものの、定数二十一人のうち
多数党の委員が十二名を超えてはいけないという
ことになっておりますよね。やつぱり上院と下
院、各々の考え方でメンバー構成を変えているわ
けです。

私は、参議院の特性を生かした独自のメンバー
構成というものを、ここ、しっかりと議論してもい

せていただいて、そして情報保全監察室の室長を呼んだりして、どういう機能が發揮されているのかということも見た上でまた次のステップとして検討していきたい、こう思っています。

それから、行政機関の法令違反等を隠蔽するために事実が特定秘密に指定されたとしても、その指定は有効なものではありません。ですから、それを漏らした場合は、これは特定秘密保護法の罰則は科せられません。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

現在、公益通報者の保護を図る法律で公益通報者保護法というものがございまして。この中に別表というものが添付されておりまして、公益通報者保護法の保護の対象というもののの中にこの特定秘密保護法は入っております。この中に入れる必要はないのでしょうか、教えてください。

○衆議院議員(大口善徳君) 公益通報者保護法は、刑罰の対象となるような違法な活動を通報した場合の通報者の保護等について定めたものであります。特定秘密の指定が、特定秘密保護法の三条の一項の規定や、あるいは同法の十八条の一項の基準に違反しているということについての通報はこの保護するものではございません。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

もう時間もございませんで、一問短く質問させていただきます。

我々国会議員というものは適性検査というものを免れます。それは選挙というフィルターを一度通ってきたからだろうというように私は解釈をいたしておりますけれども、だったら、しっかりとやっぱ研修を受けるべきではないのかと思うんですね。先ほどから議論があるように、僕はこう思っていた、僕はこう思っていた、もう個々がやっぱ考え方が違つては困ります。やはり、そういった研修制度についてもお考えがあるのか、そういう計画があるのか、お答えいただけますでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) 委員の選任は、各派の推薦によりまして本会議で決定をされるわけでございまして、その際、やはりその中で、知識や経

験に基づいてこの運用とか審査会に対する認識は大変深い方が選ばれているというふうに認識をいたしております。したがって、特に事前に研修とか、また審査ということは考えていないわけでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

最後にまとめさせていただきますけれども、秘密の非公開という判断というのはやっぱり主観が入つてしまいます。いかに合理的に客観性を保たせるのかというのにも必要かと思ひますので、御一考いただきたいと私からお願いいたしますので、質問を終わらせていただきます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

これまでの審議を聞いておりまして、やっぱり今日こんな形で審議入りをするべきではなかったと、断固として抗議を申し上げたいと思うんです。

まず、国会法改正案提案に当たつて、情報監視審査会というこの監視とは一体何ですかとお尋ねをしたいと思うんですが、これまでの議論で明らかのように、国会が幾ら秘密会を置いてがんじがらめの保護措置をとつたからといって、政府は特定秘密を提供するわけではないんです。法的拘束力のない勧告、これによってどうして監視なんと言へるのか。

例えば、衆議院の対政府質疑で繰り返し、提供しないというときの疎明をどのように行うのかと森大臣は聞かれて、結局、前もって一概に申し上げることは困難でございすけれども、できる限り誠実に、できる限りの具体的な疎明をしていくということになると思ひますと言うのみで、どのような理由を示して、これはこの法に言う我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるというのかということについて、どの程度の疎明をするのか、結局はつきりさせないわけですよ。

特定秘密保護法案の審議では、国民の皆さんが刑事裁判にかけられたときに、起訴されたときに、その判決あるいは起訴状、特定秘密に指定さ

れている文書である、情報であるということは示すが、その中身に立ち入ったことは示さないんだと繰り返しおっしゃつてこられました。裁判所でもそう、そして国会でもそう、そういうことじゃありませんか。

皆さんが特定秘密の提供を求めると仮にしたとしてもですよ、いや、特定秘密に指定されているから出せませんということが別に禁じられない。提出される法的拘束力はない。そんなものでどうして監視というふうに言えるのでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 国政調査権とそれから行政機関が持つている情報、秘密の管理権限、行政権限、これをどう調和させていくかということでは国会法の百四条というのができたわけですね、規定されているわけです。国会法百四条では、やはり、要求をして、それに対して拒む場合はその理由を疎明して、それでも納得いかない場合は内閣の声明ということ、内閣は国会に対して連帯して責任を負うという形で整理がされているわけでございます。

特定秘密につきましては、特定秘密保護法の十条がございまして。そして、百四条というものがあつたわけですので、国政調査権と行政機関の、行政権限の、情報の管理権限の調和ということを基本にして、今回についてもその提供に対しては勧告という形で規定をしているわけでございます。

これは民主党さんも百四条の二というもので、対案で、議長が副議長等から意見を聴いて、議長の方で決めると、こういう対案が出されたわけでありまして、百四条のところは結局修正はされていなかったんです。百四条というものを基本にして私どもはこの法律構成をさせていただいたというところでございまして。

○仁比聡平君 いや、調和ではなくて、私は、立場が違つても、巨大大行政権力に対して、その保有する行政情報に対して国民の立場で断固として迫ると、それが国会の憲法上期待されている責務だと思ひます。大体、百四条で堂々と提出を要求すればいいじゃないですか。

ちよつとそことの関わりで、附則五の、「法律

施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備する」などという項目について伺いたいと思うんですが、これ先ほどの議論で、特定秘密に至らない情報だがと、そういう御答弁もありました。

これ、国会法百四条は、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすという内閣声明がない限り、これは、こういう情報は国会に提出をしなければならないと、つまりそういう仕掛けになつてはいます。この特定秘密にも至らない、それ以外の公表しないこととされている情報というのが、これはあれですか、全て国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものになるわけですか。

○衆議院議員(大口善徳君) この特定秘密に至らない秘密というのは、省秘ですとか、そういう秘密があるわけでありまして。それが百四条の国家の重大な利益に悪影響を及ぼす場合に該当するか否かということ、それはそれぞれその個別のいろいろな判断ではないかと思ひます。

ただ、特定秘密という極めて機密性の高い情報について今回この国会に提供する仕組みをつくつたわけですね。保護措置もきちつとやつたわけでありまして、今、政府におきまして特定秘密に入らない秘密についてもルールをしっかりとつくと、こう言つておりますから、それも見ながら、この法律の施行後速やかにその特定秘密には至らない秘密についても手当てをしていくふうに考えております。

○仁比聡平君 政府がルールをつくると言つてい

すよ。

私は、そうした組立てのどこが監視かと申し上げたいと思います。自ら国会が猿くつわをかむということなんじゃないのか。保護措置をとれば秘密が提供されるだろうというのは淡い期待にすぎないと思うんですね。

例えば、参議院でいいますと外交防衛委員会を少し想定したいと思うんですけども、我が国の存立が脅かされるおそれがあると時の政権が判断して、自衛隊の海外での武力の行使を行う、そうした事態が緊迫したときに、そうした事態が仮に起これば、これはもう国民世論沸騰の中で一体何を根拠に我が国の存立が脅かされるおそれがあるというのか大問題になり、そうした民意の中で、参議院外交防衛委員会、例えばですよ、がその根拠資料の提出を求めるということを決する場合もあると思います。

このように、常任委員会やあるいは参議院の院議によって行政保有情報の提出要求がなされた場合に一体どうなるのかと。それは、情報監視審査会がその情報の提出を求めるのかどうするのかというのをまさに秘密会で八人で、それは該当委員会の委員長や理事さんもお入りでしょう、正副議長も入るでしょう、ですが、その秘密会で審議をするというわけでしょう。

趣旨説明では大口議員は、そうした場合に、当該委員会等に対し特定秘密を提出すべき旨の勧告をすることでありますというふうに、提出をすべきという判断をしたときのことだけおっしゃったんですが、提出できないという政府の言い分を認めて受諾するということが、私はむしろ、これまでの日本の与党、とりわけ与党の態度からして想定されるべきではないかと思えます。

よく分からないんですけども、皆さんの出しておられる骨子案を見ますと、そうした提出要求の要請を審査会に行つた委員会などに対して、不提出又は不提示に係る理由を受諾すべき旨を通知するということがありますが、ここに言う受諾すべき旨の通知というのはどんな形で行われるんですか。求めた情報は特定秘密であつたとか、ある

いは、その内容は見たところやはり明らかにすべきではないものであつたと、なぜならば、こういう理由であると。そういう理由がここに示されますか。

○衆議院議員(中谷元君) これは、国会が始まって以来、こういった審査会を設けるということでありますので、まずそれを積み重ねながら、おのずと判断基準が明らかになっていくものだと思います。

今度の新法百二条の十七第七項で、その審査の結果をその委員会に通知するものとしておりまして、じゃ、その内容につきましては、なぜ特定秘密が提出されなかったのか、そして、なぜこの特定秘密が非公知性を失つたと判断をしたのかなど通知をいたします。そういったものの判断理由については、非常に、初めてのことでありますので、そういった機会を積み重ねてこの基準というものが確立されていくものだと考えます。

○仁比聡平君 今のお話は、つまり特定秘密の要件に当たりますということをおっしゃっているだけであつて、個別秘密の、個別情報のその中身が、今申し上げたような、自衛隊がそれを根拠にして海外で武力を行使をするのかという、そうした場面において決定的に重要なわけでしょう。その中身について、つまり個別秘密の内容についてこの求めた委員会に対して説明をするのかということをお聞きしているんです。これは法律の仕掛けはどうなっているんですか。

○衆議院議員(中谷元君) 内容につきましては、まさに我が国の安全保障また存立に関わることでありますから明らかにできないということでありますが、その秘密が漏れないという前提でこの審査会においてその内容を見て検討することになっておりまして、やはり委員会に戻すようになります。これはその委員会が本当にその秘密が守られる措置がとられるかどうかということもござい

す。したがって、この審査会においては秘密が漏れない措置が講じられておりますけれども、委員会にフィードバックする際には、これは事実

が明らかにすれば我が国の安全保障に影響を及ぼすわけでございしますので、その点においてはその結果に基づいていろんな判断がされますし、また、この審査会には委員長また与野党の理事が一人ずつ入つてその内容を見て意見を申し述べることもできますので、それを踏まえた対応というのが、委員会、可能になっていくのではないでしようか。

○仁比聡平君 そんなふうにおっしゃるけれども、結局、国政調査への政府の対応の審査というふうにご覧がこの法や規程で組み立てておられるそのやり方というのは働かないということに私はなると思いますよ。

だって、決定的な情報についてその中身は知らせない、そして、なぜそれを知らせないのかという理由も話さないというわけでしょう。結局、密室の非公開で、秘密会の審査会において提供は求めないという結論を出したということだけが議決をもつて提出を求めた現場に伝えられるというだけになるんじゃないですか。

その皆さんの骨子案によると、委員長や互選されて出席する理事は、特定秘密の漏えいにわたらない範囲で委員会などの運営に反映させることが可能だというふうになっているんですが、これちよつとよく分からない。規程などのどこに書いてあるのかもよく分からないんですが、この特定秘密の漏えいにわたらない範囲でというのは一体どんな場合をいうんですか。

○衆議院議員(中谷元君) その内容が審査会で明らかにできないとなつた場合においては、何ゆえにそれが開示できないのかという説明が政府からあるわけでありまして、その場合の非開示の理由などを委員会の理事会等へ帰つて報告をするというふうなことができると思います。

○仁比聡平君 結局、それだつたら、政府の疎明あるいは内閣説明をそのまま伝えるというぐらゐのことであつて、何が秘密かも秘密なら、なぜ提出を求めないのかも秘密だ。

これ、政府がこういう疎明で提出しないと内閣説明で言ってくるんだつたら、国会は断固として

求める、内閣はこういう理由で提出しないという、その国会と内閣の対決ということであつて、これを国民が民意をもつてどう判断するのかということが問われる、それが民主主義の私は本来の姿だと思ひます。

ところが、国会が初めから、密室で、政府が出さないという理由をちよこちよこ聞いてですよ、結論だけ求めないと、自ら決めてしまつて、その理由も聞かれたらちよこちよこ言つていって、それだつたら、政府の秘密体制の共犯者になるんじゃないかという声上がるのは当然じゃありませんか。

私は、そうした僅か八人の情報監視審査会における、大方の場合、多数与党の結論を国会に押し付ける、そういうものにならざるを得ないと思ひます。それは、議論の場であるべきこの国会の中に、議会の中に、秘密体制のコントロール機能に匹敵するものをつくるということになりかねないと思うんですね。

そうした情報監視審査会について、まず物的な保護措置、伺いたいと思うんですが、衆議院の審議の中で大口議員が、この必要な措置をどうするかということについて、今一生懸命この議院事務局でも検討しているという答弁をしておられます。

これ、参議院の規程提案者に伺いたいんですが、参議院でも検討しているんですか。

○長谷川岳君 つまり、それは情報監視室の具体化はどこで検討されているかという内容でよろしいでしょうか。

○仁比聡平君 はい。

○長谷川岳君 これは、今後、議院運営委員会において検討されるものと理解をしております。

○仁比聡平君 参議院では一切そうした議論がない。衆議院では、そしたら、これ、検討しているとおっしゃっているんですから、検討しているんですね。

○衆議院議員(大口善徳君) ですから、この法律が成立すれば、これはしっかりと検討をしていくということでございます。(発言する者あり)

○委員長(岩城光英君) 今、衆議院の話を聞いておられます。

○仁比聡平君 今、衆議院のことを伺ったんですけど、答弁は今一生懸命検討しているのとされているので、衆議院の委員会での答弁、これ、今のお話、違いますよね。

もう一つ、情報監視審査会の事務局というこの体制について、参議院でどんなつもり方になるのかについて伺いたいと思うんですが、先ほど、予算も関係するので、防護措置が適切にとれる体制、人員を確保していきたいというような、つまり今後の検討であるというようなお話があったんですが、この審査会事務局については、事務局長の権限を始めとして随分具体的な権限が規定されているんじゃないですか。しかも、規程三十一条に事務局を置くなどのそうした体制が組まれている。

これについて、だったら、どれほどの規模のどんな人選においてこの審査会の事務局をつくらうというのか、事務局長というのはどんな権限を持つのか、どういう考えなんですか。

○長谷川岳君 まず、この事務局がどういう役割を果たすかということを考えなければならぬと思います。

行政機関の長に対して例えば資料提出等の調査協力要請とか、あるいは関係者からの事情聴取あるいは現地調査、文獻調査など手法により調査を行うことになるかと思えます。それを踏まえた上で、職員数及び人選基準については適切な対応を事務局に検討させることと考えます。

○仁比聡平君 事務局にというのは誰のことですか。

○長谷川岳君 今後、これはこの成案後にこういったことを事務局に検討させるということではないですか。

○仁比聡平君 今の発言のとおり、今、参議院の事務局体制の中に長谷川理事がおっしゃる事務局というのはいないですね。どこに、誰の権限で、どこか合意でそんなものをつくるというんですか。

○長谷川岳君 法案が成案後に、これは事務局そして職員及び人選の基準については適切な対応をすることになると、そういう答えでございます。

○仁比聡平君 この審査会事務局の在り方について、随分な議論が衆議院の答弁の中でもあります。

例えば、事務局職員に対して行われる適性評価について、ドイツの例では日本という公安組織に類似したものがそうした適性評価を行っているという紹介が海外視察の参加議員からなされたり、大口議員からは、アメリカの場合CIAを活用する、そうしたこともあるんだという趣旨の御答弁がありました。

元々、この審査会事務局に求めるものとして、皆さんも政府の膨大な情報を監視するのだということ調査能力が大事だとわざわざ今後の検討事項も作られているわけじゃないですか。諸外国を見てもやはりインテリジェンス関係の方が結構多いわけじゃないですか。しつかり中途採用者を含めてこの事務局にそうしたものに精通した人も入れなきゃいけないという御答弁も大口議員されているわけじゃないですか。

これ、同じ国会法でこうした議論がされて、その具体化を参議院の規程でされるという仕立てなのであればですよ、これはあれですか、参議院の与党提案者は、こうした例えばインテリジェンスコミュニティーと言われるのは、日本でいえば、例えば内調であったり、内閣情報調査室であったり、公安調査庁であったり、あるいは自衛隊の情報保全隊であったり、そうしたところで働いてきた職員を国会職員として中途採用して、そこに審査会事務局やあるいは事務局長を担わせる、そういう制度設計ですか。

○長谷川岳君 基本的に、この事務局の役割に応じて適切な人選を行うということになります。

○仁比聡平君 国会の中に、議論の場です、国会は、その中にそうしたインテリジェンスコミュニティーとかそのプロダとか、ましてアメリカのCIAだとかみたいな、そんなところで鍛えられてきた人を入れて、この人たちは、この人たちは適

性評価も受けてですよ、秘密がもし提供されればそれはつくづく見るわけでしょう。一方で、大方の、八人以外の参議院議員は、秘密は一切知らないわけですよ。そんな姿が国会のありようですか。いや、違う、違うんだと、私、規程の提案者にちゃんと、違うんだと、その根拠はこうなんだと答えをもらいたい。

○長谷川岳君 再度答えますが、情報監視審査会の事務局の役割としては、行政機関の長に対して資料の提出等の調査協力要請、関係者からの事情聴取、現地調査、文獻調査などの手法により調査を行うという役割でございますので、それを踏まえて、事務局の職員数、人選基準については適切な対応を成案後にしてまいりたいと思います。

○仁比聡平君 結局その答弁を繰り返されるばかりですが、適性評価を誰が行うのかという点について、大口議員は衆議院で、事務総長又は法制局長が情報監視審査会の事務を行うこととなる者に対して実施することになるのか、こういうふうなふうに思っています。これ、参議院でも、事務総長やあるいは参議院の法制局長にそれをやらせるんですか。

○長谷川岳君 これは、議長の命を受けて行うと考えております。

○仁比聡平君 そんなこと、それこそ参議院の議運理事会で一言も議論されたことないじゃないですか。時間が迫っているの、今日ちょっと、何か答弁ありますか。

○委員長(岩城光英君) それでは、重ねて答弁をお願いします。

○長谷川岳君 今申し上げたことにつきまして、国会職員法に基づいております。

以上です。(発言する者あり)

○委員長(岩城光英君) もう一度答弁願います。

長谷川岳君。——仁比聡平君。

○仁比聡平君 今、長谷川さんが答弁しようとしているのは、この国会法とともに、その具体化として改正されようとしている国会職員法の二十四条の四によって、適性評価については両議院の議長が協議して定めるところによると、そうなる

いるからだと言いたいんでしょう。

その両議院の議長が協議して定めるという点について、ここに関わるんですが、議長、正副議長がこの三つの改正案の中で、権限として、あるいは発言できるというような形として登場する規定が幾つもあります。けれども、正副議長というのは、お一人の政治家として、御自身のその政治家としての活動だけで議長としての行動をするのでは私はないと理解をしています。もちろん議長は与党の議員であられますけれども、国会運営において公正中立に、そのために、議院運営委員会の理事会を中心とした議運委員会のその協議と合意に基づいて行動されるじゃないですか。だから、両院議長が定める、あるいは議長がこれこれを行うというふうになっている規定というのは、これはつまり、この参議院の議院運営委員会とこの理事会による協議で行われなければならないんじゃないんですか。

○長谷川岳君 基本的に、院の権限を持った議長、議長としての役割と、それから改正案のところに出てくる正副議長の役割というのは異なると思います。

正副議長というのは、高い見識、党派を超えた立場にあることから、大所高所から御意見をいただく、その結果、情報監視審査会の運営がより円滑に行われることを期待して、情報監視審査会への出席や発言ができるということになっております。そのような趣旨から考えると、正副議長は、それぞれ個人としての経験や見識を生かしていただくことを想定していることから、正副議長の出席あるいは発言については議院運営委員会を関与させる必要性はないものと考えています。

以上です。

○仁比聡平君 であれば、この二十四条の四、国会職員法の、こで言う両院の議長というのは、今のお二人の衆参の議長が御自身の政治信念に基づいて決めればよいと、そういうことですか。

○長谷川岳君 先ほどの第二十四条の四につきましては、これは院としての長の役割でありまして、先ほど私が回答したことは異なるというふ

うに思っていたかと思いますが。

○仁比聡平君　ちよつと答弁はつきりしないので、最後これ一問聞きたいんだけど、だって、どう決めるんですか、適性評価のありようについて。

○長谷川岳君　基本的には議運委員会等の議論を踏まえて決めるということになります。

○委員長(岩城光英君)　仁比君、時間が参っておりますので。

○仁比聡平君　時間になっていきますからまとめますが、今の御答弁は、結局、誰がどのような基準、あるいはこれまでの答弁の中では政府がこれから定めるものに準じてという答弁が衆議院の委員会で行われていますけれども、そういうようなものに基いて、この参議院のほぼ千人の国会職員の中の誰をどんなふうに適性評価の対象にするのか、誰が行うのか、あるいは中途採用を求めるというんだつたらばどんなふうにするのか、どんな人選基準なのか。それを我々が決めていく、案を出して決めるというんですか。とんでもない話だと。

結局、このままで適性評価さえ行うことはできないということもはつきりしたように思いますが、これは以降の質問にして、今日は終わりたいと思います。

○委員長(岩城光英君)　本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

〔参照〕

国会法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国会法の一部改正

- 一 情報監視審査会の設置等(第二百二条の十三、第二百二条の十四、第二百二条の二十及び第二百二条の二十一関係)

- 1 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けること。
 - 2 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第十九条の規定による報告を受けること。
 - 3 国務大臣等の出席等の規定を情報監視審査会に準用すること。
 - 4 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めること。
- 二 情報監視審査会に対する特定秘密の提出又は提示の手続(第二百二条の十五関係)
- 1 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求めたときは、その求めに応じなければならぬこと。
 - 2 行政機関の長が1の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならないこと。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がないこと。
 - 3 2の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができること。その声明があった場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がないこと。

- 4 3の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならないこと。
- 三 運用改善の勧告(第二百二条の十六関係)
- 1 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができること。
 - 2 情報監視審査会は、行政機関の長に対して、1の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができること。
- 四 提出の勧告(第二百二条の十七関係)
- 1 情報監視審査会は、六1の審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。
 - 2 1の審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めた場合について、二と同様の規定を整備すること。
 - 3 情報監視審査会は、1の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができること。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができること。
 - 4 二の2から4までは、行政機関の長が3の勧告に従わない場合について準用すること。
 - 5 情報監視審査会は、1の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした委員会等に対して通知するものとする。
- 五 情報監視審査会における特定秘密の保護措置

- 置
- 1 適性評価(第二百二条の十八関係) 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならないこと。
 - 2 特定秘密を利用し、又は知ることができる者の制限(第二百二条の十九関係) 二及び四により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- 六 委員会等による国政調査への政府の対応の審査
- 1 情報監視審査会への審査要請(第二百二条の二関係) 委員会等が国会法第四十条の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その委員会等は、内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができること。
 - 2 特定秘密を利用し、又は知ることができる者の制限(第二百二条の三関係) 国会法第四十条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が委員会等に提出されたときは、その報告

又は記録は、その委員会等の委員等及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることが出来るものとする。

第二 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正(第五条の二から第五条の五まで関係)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出についても、第一の四、五及び六と同様の規定を整備すること。

第三 国会職員法の一部改正(第五章の二関係)

一 各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価を実施するものとする。

二 各議院の議長は、評価対象者について、両議院の議長が協議して定める事項についての調査を行うため必要な範囲内において、その院の国会職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

三 一及び二に定めるもののほか、適性評価の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めること。

第四 検討事項(附則第三項から第五項まで関係)

一 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

二 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五 施行期日等(附則第一項、第二項、第六項及び第七項関係)

一 この法律は、特定秘密の保護に関する法律の施行の日から施行すること。ただし、第三及び二は、公布の日から施行すること。

二 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

国会法等の一部を改正する法律案
(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の四第一項中、「第百五条」を「から第百五条まで」に改める。

第十一章の三の次に次の一章を加える。

第十一章の四 情報監視審査会

第百二条の十三 行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。)第

三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(特定秘密保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第百四条第一項(第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第百二条の十四 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第十九条の規定による報告を受ける。

第百二条の十五 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出提示を含むものとする。以下第百四条の三までにおいて同じ。)を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項(同法第五十四

条の四第一項において準用する場合を含む。)」又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条とあるのは「第百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。))又は第六十二条の規定により公開しないこととされたも

の」とあるのは「調査公開しないで行われるものに限る。」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条(国会法第百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

行政機関の長が第一項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第百二条の十六 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第百二条の十七 情報監視審査会は、第百四条の二(第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。))の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（国会法第百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第百二条の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が第二項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第百二条の十八 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第百二条の十九 第百二条の十五及び第百二条の十七の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるとする。

第百二条の二十 情報監視審査会については、第六十九条から第七十二条まで及び第百四条の規定を準用する。

第百二条の二十一 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第百四条の次に次の二条を加える。

第百四条の二 各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二

項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第百四条の三 第百四条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるとする。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第二条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「提出」の下に「提示を含むものとする。以下同じ。」を加える。

第五条の四を第五条の八とし、第五条の三を第五条の七とし、第五条の二を第五条の六とし、第五条の次に次の四条を加える。

第五条の二 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定

（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第二項の規定により理由を疎明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求すること

に代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第一項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第五条の三 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用す

る場合を含む。又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査公開しないで行われるものに限る。」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

行政機関の長が第二項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならぬ。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならぬ。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第五条第一項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

第四項から第六項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と

と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第六項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第五条の四 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第五条の五 第一条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

（国会職員法の一部改正）

第三条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五章の次に次の一章を加える。

第二章の二 適性評価

第二十四条の四 各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評

価（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百二条の十八に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。）を実施するものとする。

各議院の議長は、適性評価の対象となる者（以下この項において「評価対象者」という。）について、両議院の議長が協議して定める事項についての調査を行うため必要な範囲内において、その院の国会職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十四条の五 前条に定めるもののほか、適性評価の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附 則
（施行期日）
1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）の施行の日から施行する。ただし、第三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）
2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（検討）
3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）
6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「の会長」の下に「及び情報監視審査会の会長を加える。
（議院に出席する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）
7 議院に出席する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「憲法審査会」の下に「情報監視審査会」を加える。

理 由

特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会法等の一部を改正する法律案新旧対照表
○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)〔第一条関係〕
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第四百一条から第五百条まで、第二百十条、第二百一条第二項並びに第二百二十四条の規定を準用する。 ② (略) 第十一章の四 情報監視審査会 第二百二条の十三 行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号。以下「特定秘密保護法」という。))第三條第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。))及びその解除並びに適性評価(特定秘密保護法第十二條第一項に規定する適性評価をいう。))の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第四百四條第一項(第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。))の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(特定秘密保護法第三條第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。))の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。 第二百二条の十四 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第十九條の規定による報告を受ける。	第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第四百一条、第四百五条、第二百十条、第二百一条第二項並びに第二百二十四条の規定を準用する。 ② (略) (新設) (新設)

第二百二条の十五 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出(提示を含むものとする。以下第四百四條の三までにおいて同じ。))を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第四百四條第一項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。))又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条」とあるのは「第二百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。))又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査(公開しないで行われるものに限る。)」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条(国会法第二百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

③ 行政機関の長が第一項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならぬ。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

④ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

⑤ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声

(新設)

明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第百二条の十六 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第百二条の十七 情報監視審査会は、第百四条の二(第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

③ 前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条」とあるのは「第百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限

(新設)

(新設)

る。)と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条(国会法第百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)とする。

④ 第百二条の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が第二項の求めに応じない場合について準用する。

⑤ 情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

⑥ 第百二条の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第五項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

⑦ 情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第百二条の十八 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価(情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。)においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

(新設)

第百二条の十九 第百二条の十五及び第百二

(新設)

条の十七の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第百二条の二十 情報監視審査会については、第六十九条から第七十二条まで及び第百四条の規定を準用する。

(新設)

第百二条の二十一 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

(新設)

第百四条の二 各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

(新設)

第百四条の三 第百四条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

(新設)

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)(第二条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案

現行

第一条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第一条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第五条の二 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)をした行政機関の長(同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。)が前条第二項の規定により理由を疎明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院(両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院)の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第一項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

(新設)

第五条の三 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところによ

(新設)

り、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

③ 前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

④ 行政機関の長が第二項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならぬ。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

⑤ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつ

た場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

⑥ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならぬ。

⑦ 情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第五条第一項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

⑧ 第四項から第六項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第六項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

⑨ 情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第五条の四 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることが出来るものとする。

第五条の五 第一条の規定により、各議院若

（新設）

（新設）

しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることが出来るものとする。

第五条の六、第五条の八（略）

第五条の二、第五条の四（略）

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第五章の二 適性評価 第二十四条の四 各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二百二条の十八に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。）を実施するものとする。 ② 各議院の議長は、適性評価の対象となる者（以下この項において「評価対象者」という。）について、両議院の議長が協議して定める事項についての調査を行うため必要な範囲内において、その院の国会職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。	（新設） （新設）

（新設）
第二十四条の五 前条に定めるもののほか、適性評価の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

改正案	現行
第八条の二 各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、日額六千円を超えてはならない。	第八条の二 各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、日額六千円を超えてはならない。

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（附則第六項関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会、憲法審査会、情報監視審査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。	第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会、憲法審査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。

参議院規則の一部を改正する規則案要綱

一 議院又は委員会若しくは調査会に提出された特定秘密の閲覧の制限

1 議員又は委員は、議院又はその委員会若しくは調査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長又は委員長若しくは調査会長が認めたときに限り、議院又はその委員会若しくは調査会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。2において同じ。）をすることができること。

2 議院又は委員会若しくは調査会の審査又は調査の事務を行う職員は、議院又はその委員会若しくは調査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長又は委員長若しくは調査会長が認めたときに限り、議院又はその委員会若しくは調査会の審査又は調査の事務の処理に必要な範囲で、その閲覧をすることができること。

（第八十条の八第二項及び第八十一条の三関係）

二 特定秘密を漏えいした議員に対する懲罰

1 議長が懲罰事犯として懲罰委員会に付託する者として、議院に提出（提示を含むものとする。2において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者を追加すること。

2 秘密会の記録の中でその委員会若しくは調査会において特に秘密を要するものと決議した部分

又は委員会若しくは調査会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長又は調査会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならないこと。

(第八十条の八第二項及び第二百三十六条関係)

三 施行期日

この規則は、国会法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(附則関係)

参議院規則の一部を改正する規則(案)

参議院規則の一部を次のように改正する。

第八十条の八第二項中「第百八十一条の二の下に」「第百八十一条の三第二項及び第三項(委員会に係る部分に限る。)」を加え、「及び第二百三十四条を」「第二百三十四条並びに第二百三十六条第二項」に改める。

第百八十一条の二の次に次の一条を加える。

第百八十一条の三 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む。次項において同じ。)をすることができる。

委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

第一項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第一項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第二百三十六条中「もの」の下に「又は議院に提出(提示を含むものとする。次項において同じ。)がされた特定秘密」を加え、「漏らした」を「漏らした」に改め、同条に次の一項を加える。

秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

附 則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

理 由

特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、議院又は委員会若しくは調査会に提出され、保管されている特定秘密の閲覧手続を定めるとともに、議員が議院又は委員会若しくは調査会で秘密を要すると議決されたもの及び議院又は委員会若しくは調査会に提出された特定秘密を漏らした場合の取扱いを明確化する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

◎参議院規則の一部を改正する規則案新旧対照表
○参議院規則(抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第八十条の八 (略) 前項に定めるもののほか、調査会については第百八十条の二、第百八十一条、第百八十一条の二、第百八十一条の三第二項及び第三項(委員会に係る部分に限る。)、第百八十六条、第二百三十一条、第二百三十三条、第二百三十四条並びに第二百三十六条第二項の規定を、調査会長については第百七十五条の二、第二百三十五条第二項及び第二百三十七条の規定を準用する。この場合において、第二百三十五条第二項中「第五十一条」とあるのは、「第八十条の八第一項において準用する第五十一条」と読み替えるものとする。 第百八十一条の三 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む。次項において同じ。)をすることができる。 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。 第一項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第一項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるもの	第八十条の八 (略) 前項に定めるもののほか、調査会については第百八十条の二、第百八十一条、第百八十一条の二、第百八十六条、第二百三十一条、第二百三十三条及び第二百三十四条の規定を、調査会長については第百七十五条の二、第二百三十五条第二項及び第二百三十七条の規定を準用する。この場合において、第二百三十五条第二項中「第五十一条」とあるのは、「第八十条の八第一項において準用する第五十一条」と読み替えるものとする。

とする。

第二百三十六条 国会法第六十三条により公表しないもの又は議院に提出(提示を含む)ものとする。次項において同じ。)がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

第二百三十六条 国会法第六十三条により公表しないものを他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

参議院情報監視審査会規程案要綱

第一 組織

一 設置の趣旨

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものとする。

二 委員数

情報監視審査会は、八人の委員で組織すること。

三 委員

1 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

(第三條第一項関係)

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任すること。

(第三條第二項関係)

3 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならないこと。

(第四條第一項関係)

4 委員がその任を辞せようとするときは、議院の許可を得なければならないこと。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

(第五條第一項関係)

5 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を

科せられた者は、委員を解任されたものとする。

(第五條第二項関係)

6 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任すること。

(第六條関係)

四 会長

情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選すること。

(第七條第一項関係)

第二 議事

一 開会

情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

(第九條関係)

二 定足数

情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができないこと。

(第十二條関係)

三 表決

情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによること。

(第十三條関係)

四 審査

1 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事実を審査するには、その議決を要すること。

(第十四條第一項関係)

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(第十四條第二項関係)

五 議長及び副議長の出席及び発言

議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(第十六條関係)

六 審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言等

1 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人は、当該要請に係る事実の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならないこと。

(第十七條第一項関係)

2 1の者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければ

ばならないこと。

第三 報告書

(第四条第二項関係)

一 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

(第二十二條第一項関係)

二 情報監視審査会は、一のもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

(第二十二條第二項関係)

三 議長は、一及び二の報告書を公表するものとする。

(第二十二條第三項関係)

第四 保護措置

一 情報監視審査室

情報監視審査室は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開くこと。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(第十一條関係)

二 傍聴の制限

1 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

(第二十六條第一項関係)

2 1にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとする。

(第二十六條第二項関係)

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

(第二十六條第三項関係)

三 特定秘密の保管

行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会、会長が参議院議員であるものに限り、提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(第二十七條関係)

四 特定秘密の閲覧の制限

委員又は第五の一の事務局の職員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査若しくは審査又はその事務の処理に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む)をすることができる。

(第二十八條関係)

五 会議録

1 情報監視審査会においては、その会議録を作成すること。

(第二十九條第一項関係)

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第五の一の事務局に保存すること。

(第二十九條第二項関係)

3 会議録は、印刷して配付することをしない。

(第二十九條第四項関係)

4 3にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、印刷して各議員に配付すること。ただし、会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

(第二十九條第五項関係)

六 会議録の閲覧の制限

1 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができないこと。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

(第三十條第一項関係)

2 1にかかわらず、委員又は第五の一の事務局の職員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査若しくは審査又はその事務の処理に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

(第三十條第二項及び第三項関係)

七 懲罰事犯の報告等

1 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

(第二十五條第一項関係)

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

(第二十五條第二項関係)

第五 事務局

一 事務局の設置

情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

(第三十一條第一項関係)

二 事務局の調査

事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(第三十二條関係)

第六 施行期日等

一 この規程は、国会法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。(附則第一項関係)

(附則第二項関係)

二 政治倫理審査会が審査の申立てをされた議員等につき政治的道義的に責任があると認めたときに行う辞任の勧告の対象に情報監視審査会の会長を追加すること。

参議院情報監視審査会規程(案)

(設置の趣旨)

第一条 情報監視審査会は、行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三條第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(同法第十二條第一項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(同法第三條第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するものとする。

(委員数)

第二条 情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

(委員)

第三条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第四条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第十七条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第六条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

(会長)

第七条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第八十条の規定は、会長について準用する。

第八条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

(開会)

第九条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

第十条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 参議院規則第三十八条第二項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第三項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

(情報監視審査室)

第十一条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(定足数)

第十二条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

(表決)

第十三条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決

するとする。

(審査)

第十四条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第十五条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第十六条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員長の出席及び発言)

第十七条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人」とあるのは、「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事一人」と、「委員長(常任委員長を除く。)」又は調査会長及び理事」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、参議院規則第八十条第一項の規定を準用する。

(特定秘密を利用し、又は知ることができ者の範囲)

第十八条 国会法第二百二条の十九及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第五条の四に規定する議院の議決により定める者は、前二条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

第十九条 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第八十条の二第二項の規定は、委員の派遣について準用する。

(特定秘密の提出又は提示)

第二十条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(勧告)

第二十一条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第二百二条の十六第一項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第二十二条 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前二項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第二十三条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第二十四条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第二十五条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 参議院規則第二百三十七条の規定は、前二項の懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第二十六条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第二百二十四条から第二百三十条までの規定を準用する。

(特定秘密の保管)

第二十七条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

第二十八条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む。)をすることができる。

2 前項の規定は、第三十一条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第二十九条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第三十一条第一項の事務局に保存する。

3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

4 会議録は、印刷して配付することをしない。

5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、印刷して各議員に配付する。ただし、第二十三条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

6 参議院規則第二百五十六条から第五十八条までの規定は、会議録について準用する。

第三十条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、次条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(事務局)

第三十一条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三十二条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第三十三条 参議院規則第三十七条、第四十二条の二から第四十三条まで、第百八十一条、第百八十六条及び第二百三十四条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

(参議院政治倫理審査会規程の一部改正)

2 参議院政治倫理審査会規程(昭和六十年十月十四日議決)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「若しくは憲法審査会の会長」を「憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

理由

情報監視審査会について、その組織、運営等に関する事項を定める必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

◎参議院情報監視審査会規程案新旧対照表
○参議院政治倫理審査会規程(昭和六十年十月十四日議決)(抄) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第三条 審査会は、第二条の申立てをされた議員又は前条の申出をした議員(以下「審査の申立てをされた議員等」という。)につき政治的道義的に責任があると認めるときは、当該審査の申立てをされた議員等に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長の辞任の勧告を行うものとする。 2・3 (略)	第三条 審査会は、第二条の申立てをされた議員又は前条の申出をした議員(以下「審査の申立てをされた議員等」という。)につき政治的道義的に責任があると認めるときは、当該審査の申立てをされた議員等に対し、行為規範等の遵守の勧告、一定期間の登院自粛の勧告又は役員、特別委員長、調査会長若しくは憲法審査会の会長の辞任の勧告を行うものとする。 2・3 (略)

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、参議院規則の一部を改正する規則案(長谷川岳君外二名発議)

一、参議院情報監視審査会規程案(長谷川岳君外二名発議)

一、国会法等の一部を改正する法律案(衆)

参議院規則の一部を改正する規則案

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を改正する規則

第八十条の八第二項中「第百八十一条の二の下に」「第百八十一条の三第二項及び第三項(委員会に係る部分に限る。)」を加え、「及び第百三十四条」を、「第百三十四条並びに第百三十六条第二項に改める。

第百八十一条の二の次に次の一条を加える。

第百八十一条の三 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)については、正当な理由があると議長が認めたとき

ては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

附則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

参議院情報監視審査会規程案

参議院情報監視審査会規程

(設置の趣旨)

第一条 情報監視審査会は、行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(同法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(同法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するものとする。

(委員数)

第二条 情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

(委員)

第三条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第四条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に

秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第十七条第一項 同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことに伴い懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第六条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

(会長)

第七条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第八十条の規定は、会長について準用する。

第八条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

(開会)

第九条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

に限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧(視聽を含む。次項において同じ。)をすることができる。

委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

第一項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。

この場合において、第一項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第百三十六条中「もの」の下に「又は議院に提出(提示を含むものとする。次項において同じ。)がされた特定秘密」を加え、「漏した」を「漏らした」に改め、同条に次の一項を加える。

秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対し

秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第十七条第一項 同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことに伴い懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第六条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

(会長)

第七条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第八十条の規定は、会長について準用する。

第八条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

(開会)

第九条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第十七条第一項 同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことに伴い懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第六条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

(会長)

第七条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第八十条の規定は、会長について準用する。

第八条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

(開会)

第九条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第十条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 参議院規則第三十八条第二項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第三項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

(情報監視審査室)

第十一条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(定足数)

第十二条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

(表決)

第十三条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査)

第十四条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第十五条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第十六条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第十七条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所

属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長常任委員長を除く。又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事一人」と「委員長常任委員長を除く。又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、参議院規則第八十条第一項の規定を準用する。(特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲)

第十八条 国会法第二百二条の十九及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第五条の四に規定する議院の議決により定める者は、前二条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

第十九条 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第八十条の二第二項の規定は、委員の派遣について準用する。

(特定秘密の提出又は提示)

第二十条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(勧告)

第二十一条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第二百二条の十六第一項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第二十二条 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前二項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第二十三条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第二十四条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第二十五条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 参議院規則第二百三十七条の規定は、前二項の懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第二十六条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第二百二十四条から第二百三十条までの規定を準用する。

(特定秘密の保管)

第二十七条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限り。)に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

第二十八条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む。)をすることができる。

2 前項の規定は、第三十一条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第二十九条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第三十一条第一項の事務局に保存する。

3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

4 会議録は、印刷して配付することをしない。
5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、印刷して各議員に配付する。ただし、第二十三条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

6 参議院規則第五十六条から第五十八条までの規定は、会議録について準用する。

第三十条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができ

3 前項の規定は、次条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第三十一条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三十二条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長

に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第三十三条 参議院規則第三十七条、第四十二条の二から第四十三条まで、第八十一条、第八十六条及び第二百三十四条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

(参議院政治倫理審査会規程の一部改正)
2 参議院政治倫理審査会規程(昭和六十年十月十四日議決)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは憲法審査会の会長」を「憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

国会法等の一部を改正する法律案

国会法等の一部を改正する法律

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の四第一項中、「第二百五条を」から「第二百五条まで」に改める。

第十一章の三の次に次の一章を加える。

第十一章の四 情報監視審査会

第二百二条の十三 行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律

「第八号。以下「特定秘密保護法」という。))第三

条第一項に規定する特定秘密をいう。以下

同じ。の保護に関する制度の運用を常時監視

するため特定秘密の指定(同項の規定による

指定をいう。及びその解除並びに適性評価

五十四條の四第一項において準用する場合を含む。の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(特定秘密保護法第三條第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。
第二百二條の十四 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第十九條の規定による報告を受ける。
第二百二條の十五 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出(提示を含むものとする。以下「第百四條の三」までにおいて同じ。を求めたときは、その求めに応じなければならない。
前項の場合における特定秘密保護法第十條第一項及び第二十三條第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十條第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四條第一項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。))又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一條」とあるのは「第百二條の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二條第二項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。))又は第六十二條の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査(公開しないで行われるものに限る。))と、特定秘密保護法第二十三條第二項中「第十條」とあるのは「第十條(国会法第百二條の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))とする。
行政機関の長が第一項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
前項の理由を受諾することができない場合

は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第二百二條の十六 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ

情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第二百二條の十七 情報監視審査会は、第百四條の二(第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。))の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十條第一項及び第二十三條第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十條第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四條第一項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。))又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一條」とあるのは「第百二條の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第

五十二條第二項（同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二條の規定により公開しないこととされたものの「とあるのは二審査（公開しないで行われるものに限り）」と、特定秘密保護法第二十三條第二項中「第十條」とあるのは「第十條（国会法第二十二條の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。」

第二百二條の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が第二項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができ、この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

第二百二條の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第五項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第二百二條の十八 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ

ば、行つてはならない。

第二百二條の十九 第二百二條の十五及び第二百二條の十七の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができ、ものとする。

第二百二條の二十 情報監視審査会については、第六十九條から第七十二條まで及び第二百二條の規定を準用する。

第二百二條の二十一 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第二百二條の次に次の二條を加える。

第二百二條の二 各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができ、

第二百二條の三 第二百二條の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができ、ものとする。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第二条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の

一部を次のように改正する。

第一条中「提出」の下に「（提示を含むものとする。以下同じ。）」を加える。

第五条の四を第五条の八とし、第五条の三を第五条の七とし、第五条の二を第五条の六とし、第五条の次に次の四條を加える。

第五条の二 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報に含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第二項の規定により理由を疎明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求すること

に代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第一項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができ、

第五条の三 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

前項の場合における特定秘密保護法第十條第一項及び第二十三條第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十條第一項第一

号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四條第一項（同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五條の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二條第二項（同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二條の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限り。）」と、特定秘密保護法第二十三條第二項中「第十條」とあるのは「第十條（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第五條の三第二項）」と、

行政機関の長が第二項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならぬ。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした

議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第五条第一項の承認をすべき旨の勧告をすることができ、この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

第四項から第六項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第六項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第五条の四 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第五条の五 第一条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

(国会職員法の一部改正)

第三条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 適性評価

第二十四条の四 各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める国会職員又は国会職員になることが見込まれる者について、適性評価(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第二百八条の十八に規定する適性評価をいう。以下次条までにおいて同じ。)を実施するものとする。

各議院の議長は、適性評価の対象となる者(以下この項において「評価対象者」という。)について、両議院の議長が協議して定める事項についての調査を行うため必要な範囲内において、その議院の国会職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号)の施行の日から施行する。ただし、第三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行

政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「の会長」の下に「及び情報監視審査会の会長」を加える。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)

7 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「憲法審査会」の下に、「情報監視審査会」を加える。

平成二十六年七月一日印刷

平成二十六年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A